

第153回宮城県都市計画審議会

と き 平成22年3月24日(水)
午後1時30分
と ころ 宮城県行政庁舎
4階 特別会議室

平成21年度

第153回宮城県都市計画審議会議案書

次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
第152回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議 案
議案第2226号ほか21件
- 4 閉 会

平成22年3月

宮城県都市計画審議会

目 次

1 報 告

第152回宮城県都市計画審議会議案の処理について	4
--------------------------	---

2 議 案

議案第2226号 仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の変更について	6
議案第2227号 仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について	10
議案第2228号 仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画区域区分の変更について	12
議案第2229号 仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画用途地域の変更について	23
議案第2230号 仙塩広域都市計画臨港地区の変更について	29
議案第2231号 仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画道路の変更について	32
議案第2232号 松島観光都市計画道路の変更について	36
議案第2233号 松島観光都市計画公園の変更について	39
議案第2234号 石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の変更について	42
議案第2235号 石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について	46
議案第2236号 石巻広域都市計画及び松島観光都市計画区域区分の変更について	48
議案第2237号 石巻広域都市計画臨港地区の変更について	51
議案第2238号 石巻広域都市計画及び松島観光都市計画道路の変更について	55

議案第2239号 松島観光都市計画公園の変更について	59
議案第2240号 石巻広域都市計画及び松島観光都市計画下水道の変更について	62
議案第2241号 河北都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について	65
議案第2242号 雄勝都市計画区域の廃止について	67
議案第2243号 雄勝都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について	70
議案第2244号 雄勝都市計画道路の変更について	72
議案第2245号 牡鹿都市計画区域の廃止について	75
議案第2246号 牡鹿都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について	78
議案第2247号 牡鹿都市計画道路の変更について	80

第 1 5 2 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2204 号	登米市	迫都市計画区域、東和都市計画区域、登米都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2205 号	登米市	迫都市計画区域、東和都市計画区域、登米都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2206 号	登米市	迫都市計画及び津山都市計画道路の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2207 号	登米市	迫都市計画土地地区画整理事業の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2208 号	栗原市	築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2209 号	栗原市	築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2210 号	栗原市	築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画道路の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2211 号	栗原市	築館都市計画公園の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2212 号	栗原市	鶯沢都市計画区域の廃止について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2213 号	栗原市	鶯沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2214 号	栗原市	鶯沢都市計画道路の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2215 号	栗原市	鶯沢都市計画公園の変更について	(手 続 き 中)

宮城県	第 2216 号	栗原市	築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2217 号	大崎市 加美町 美里町 涌谷町	古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2218 号	大崎市 加美町 美里町 涌谷町	古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2219 号	大崎市	鳴子都市計画風致地区の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2220 号	大崎市 加美町 美里町 涌谷町	古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画区域、小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2221 号	大崎市	古川都市計画公園の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2222 号	大崎市 加美町	古川都市計画、岩出山都市計画及び中新田都市計画緑地の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2223 号	大崎市 美里町	古川都市計画土地地区画整理事業の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2224 号	大崎市	古川都市計画、鹿島台都市計画及び小牛田都市計画下水道の変更について	(手 続 き 中)
宮城県	第 2225 号	大郷町	大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	(手 続 き 中)

仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域
の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画法案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の変更
(宮城県決定)

仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称
仙塩広域都市計画区域
- 2 松島観光都市計画区域から仙塩広域都市計画区域に変更する土地の区域
松島観光都市計画区域の松島町部分
- 3 新たに都市計画区域を指定する土地の区域
字名一覧表のとおり
- 4 都市計画区域から除外される土地の区域
なし
- 5 変更の理由

松島観光都市計画区域は昭和45年12月に指定され、現在、松島町の一部及び東松島市の旧鳴瀬町全域で構成されている。

平成17年4月1日に誕生した東松島市は現在、松島観光都市計画区域（旧鳴瀬町部分）と石巻広域都市計画区域（旧矢本町部分）の二つの都市計画区域に跨った状態になっている。

都市計画基礎調査を実施した結果、松島観光都市計画区域の旧鳴瀬町部分は石巻広域都市計画区域との一体性が確認され、松島観光都市計画区域の松島町部分については、仙塩広域都市計画区域と社会的・経済的一体性が確認されたので、今回、松島観光都市計画区域の松島町部分について、仙塩広域都市計画区域に編入し、一体の都市として整備、開発及び保全を図ろうとするものである。

さらに、仙台市における港湾整備及び塩竈市における港湾・漁港整備により、土地が新たに発生したので、これらの土地の区域について、都市計画区域を指定するものである。

字名一覧表

新たに都市計画区域を指定する土地の区域

市・区名	大字名	小字名	全部／一部の別
仙台市宮城野区	蒲生	町	一部
	中野	高松	一部
塩竈市	貞山通一丁目	—	一部
	浦戸桂島	庵寺	一部
		台	一部
浦戸寒風沢	湊	一部	

仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の変更
(仙台市、塩竈市、松島町)

都市計画区域変更位置図

松島観光都市計画区域から
仙塩広域都市計画区域に変更
(松島観光都市計画区域の松
島町部分) 約5400ha

松島観光都市計画区域

松島町

④浦戸寒風沢 0.02ha

③浦戸桂島 1.06ha

②貞山通一丁目 0.5ha

①向洋ふ頭 4.7ha

①高砂ふ頭 4.6ha

都市計画区域面積表 (ha)

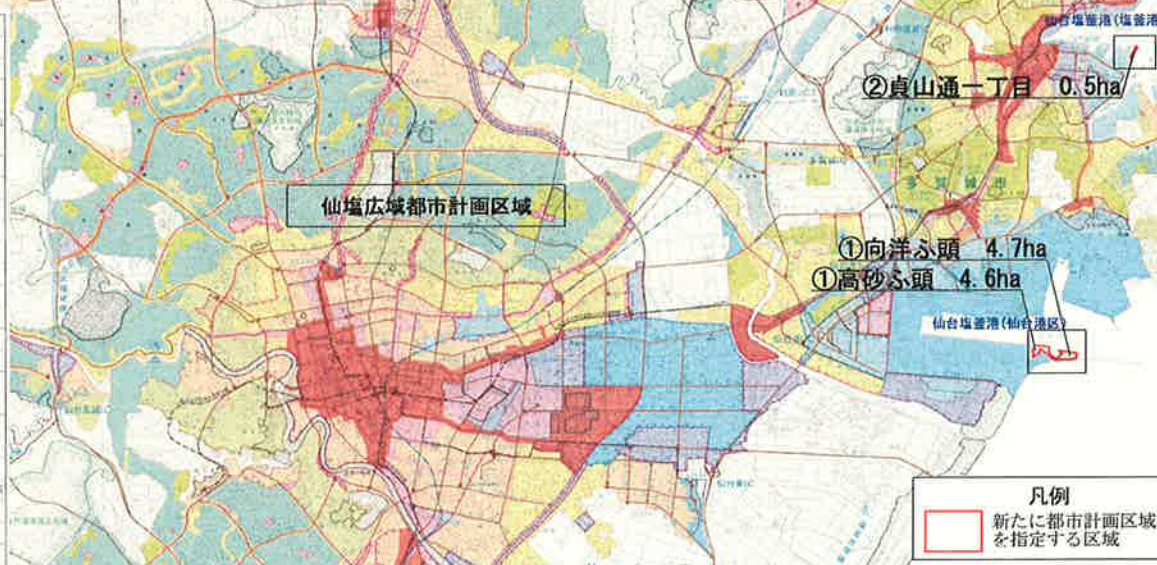
	面積
現行都市計画区域	83,820
松島観光都市計画区域から仙塩広域都市計画区域に変更する区域	5,400
新たに都市計画区域を指定する区域	11
合計(変更後)	89,231

凡例
新たに都市計画区域を指定する区域



凡例

地域地区	容積率	建ぺい率	その他
都市遊歩区域	60	10	*
市街化区域	60	20	**
第一種住居地域	60	20	**
第二種住居地域	60	10	*
第一種中高層住居専用地域	200	60	***
第二種中高層住居専用地域	100	60	**
第一種住居地域	200	60	**
第二種住居地域	200	60	**
第一種商業地域	200	60	*
第二種商業地域	200	60	*
工業専用地域	200	60	
工業商業地域	200	60	
工業専用地域	200	60	
工業専用地域	200	60	



「この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しているものである。(承認番号：平20第10号、第30244号)」

仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域
の整備，開発及び保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域
の整備，開発及び保全の方針の変更
(宮城県決定)

仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 仙塩広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
別添のとおり

2 変更の理由

以下の理由により，仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更するものである。

・都市計画区域を変更して松島観光都市計画区域の松島町部分を仙塩広域都市計画区域に編入することに対応し，国際観光都市「松島」を加えた新たな都市圏構造を設定する必要があること。

・仙塩広域都市計画区域を構成する11市町村の行政区画人口の合計は，平成22年をピークに減少期に入り，市街化区域内人口も平成27年をピークに減少に転じると予測される。また，高齢化率は他圏域に比べて低いものの，今後高まっていくことが明らかになっている。人口減少・高齢社会を迎えるにあたっては，過度に自動車交通に頼らないコンパクトなまちづくりが求められており，新たな市街地形成に合わせて都市交通を整備するという従来の考え方を転換し，既存の都市交通を前提とした土地利用計画を考えることを基本原則とし，公共交通軸周辺に居住・業務・商業機能が集約した効率的で持続可能な市街地の形成を目指す必要があること。

・「宮城の将来ビジョン(平成19年3月宮城県策定)」に掲げる富県宮城の実現のために，「ものづくり産業」の積極的な集積を目指し，製造品出荷額の向上に寄与する新たな産業拠点の形成と，各産業拠点・仙台塩釜港・仙台空港等を有機的に結びつける道路交通網の構築を進める必要があること。

仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画

区域区分の変更

(宮城県決定)

仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画
区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」区域区分を変更する

2 人口フレーム

年次 区分	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
都市計画区域人口	1,387千人	1,382千人
市街化区域人口	1,305千人	1,311千人
配分する人口	—	1,304千人
保留する人口	—	7千人
(特定保留)	—	6千人
(一般保留)	—	1千人

3 変更の理由

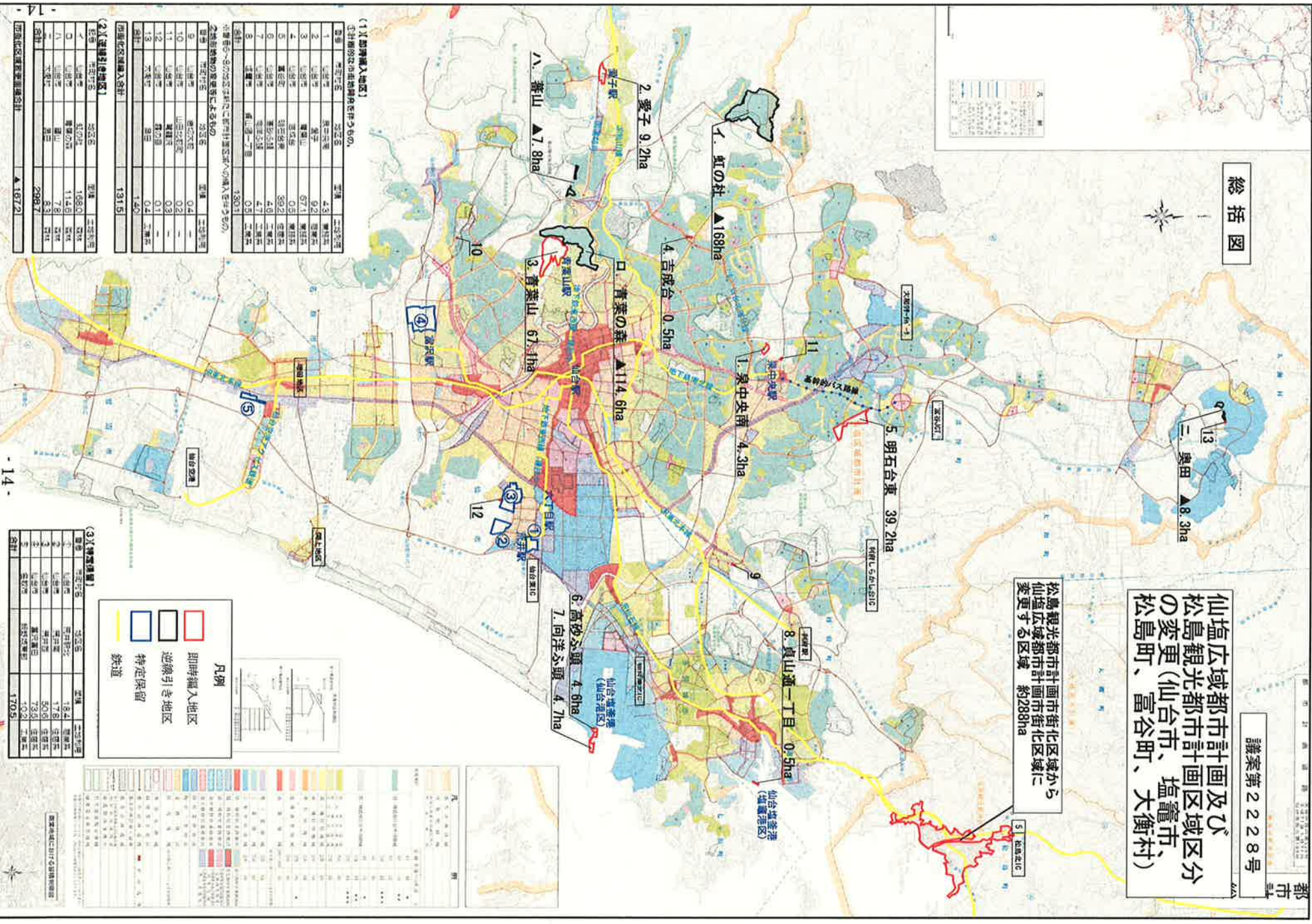
平成19年、20年に都市計画基礎調査を行った結果、本都市計画区域においては、今後10年以内に人口のピークを迎えて減少期に入り、また、高齢化率も高まる傾向となることが明らかになっている。

将来の人口減少・高齢社会の到来を見据え、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更し、「集約市街地の形成」「地域経済を力強く牽引する多彩な産業拠点の形成」「誰もが安心して住み続けられる生活空間形成」などの基本方針を定めたことから、この基本方針に基づき、区域区分を変更するものである。

仙塩広域都市計画及び
松島観光都市計画区域区
分の変更(仙台市、塩竈市、
松島町、富谷町、大衡村)

松島観光都市計画市街化区域から
仙塩広域都市計画市街化区域に
変更する区域 約288ha

総括図



【1】(1)即時編入地区】
市街化調整区域市街化調整区域を併せたもの。

番号	市街化調整区域	市街化調整区域	面積	二宮地区
1	大衡山	大衡山	4.5	大衡山
2	大衡山	大衡山	9.2	大衡山
3	大衡山	大衡山	67.1	大衡山
4	大衡山	大衡山	0.5	大衡山
5	大衡山	大衡山	399.2	大衡山
6	大衡山	大衡山	4.0	大衡山
7	大衡山	大衡山	4.7	大衡山
8	大衡山	大衡山	0.5	大衡山
合計			1,301.1	

※市街化調整区域を併せたもの(市街化調整区域)の面積は、1,301.1haである。

番号	市街化調整区域	面積	二宮地区
9	大衡山	0.4	大衡山
10	大衡山	0.2	大衡山
11	大衡山	0.3	大衡山
12	大衡山	0.1	大衡山
13	大衡山	0.4	大衡山
合計		1.4	

仙塩広域都市計画市街化調整区域

仙塩広域都市計画市街化調整区域

番号	市街化調整区域	面積	二宮地区
1	大衡山	1,086.0	大衡山
2	大衡山	11.4	大衡山
3	大衡山	7.8	大衡山
4	大衡山	5.3	大衡山
5	大衡山	298.7	大衡山
合計		1,418.2	

凡例

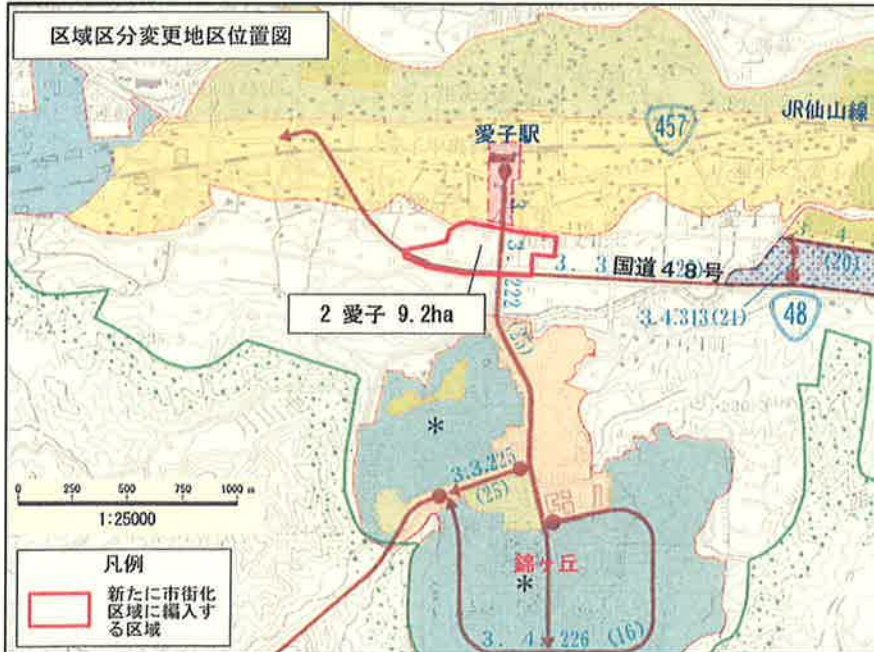
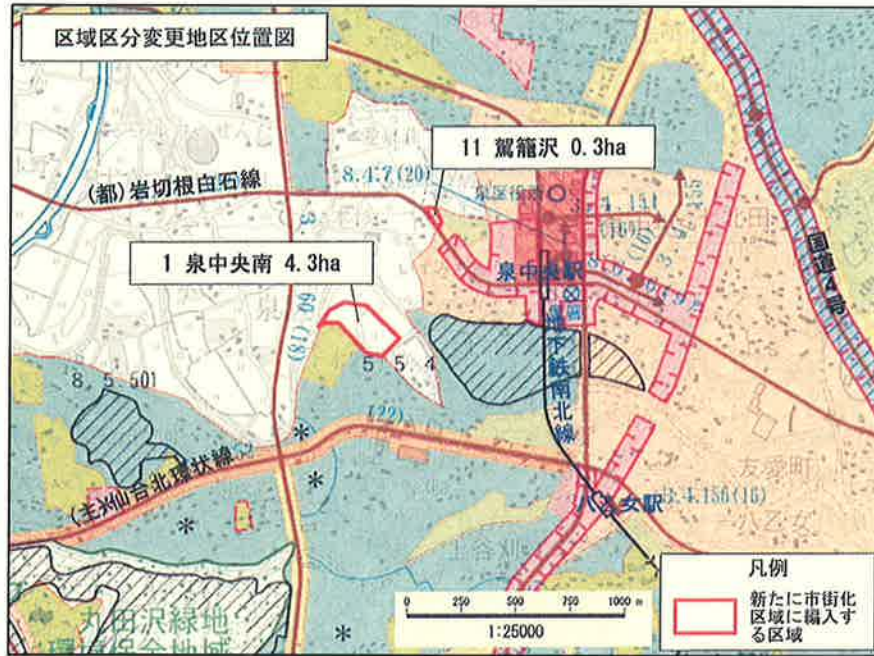
- 即時編入地区
- 逆編引き地区
- 特定保留
- 鉄道

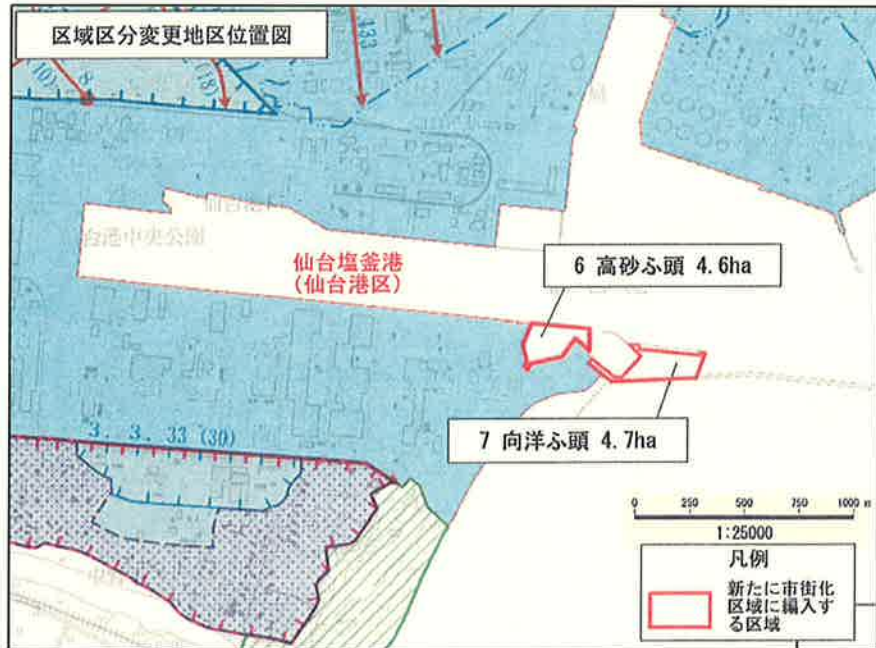
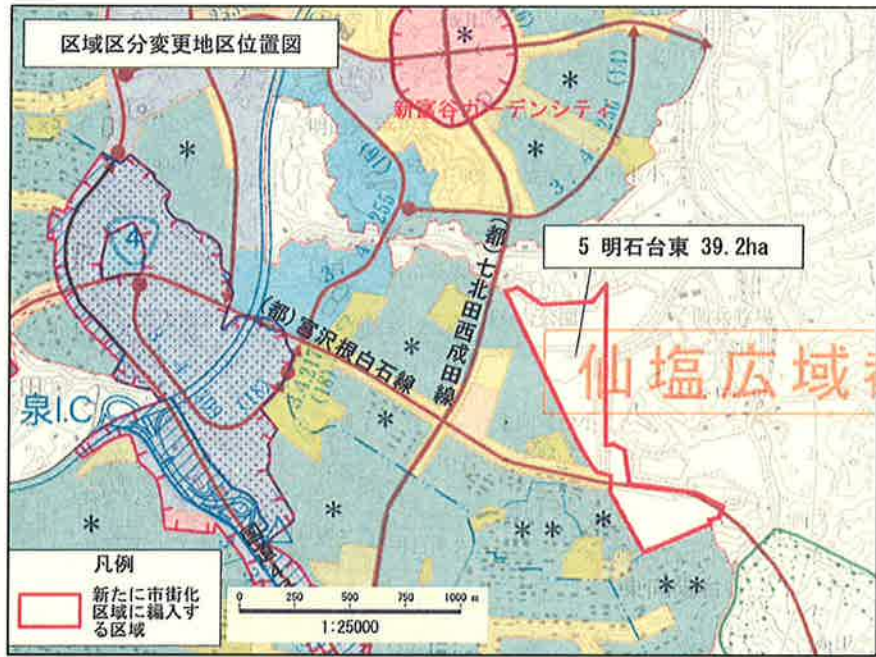
【3】(2)特定保留

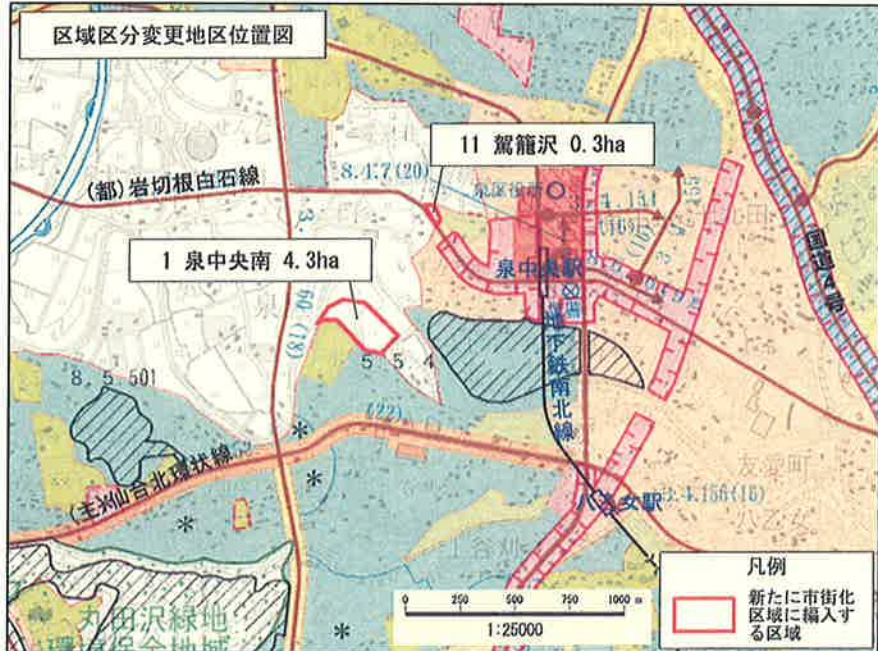
番号	市街化調整区域	面積	二宮地区
1	大衡山	1,184.4	大衡山
2	大衡山	1,178.8	大衡山
3	大衡山	5,095.8	大衡山
4	大衡山	7,353.2	大衡山
5	大衡山	4,032.4	大衡山
合計		17,051.6	

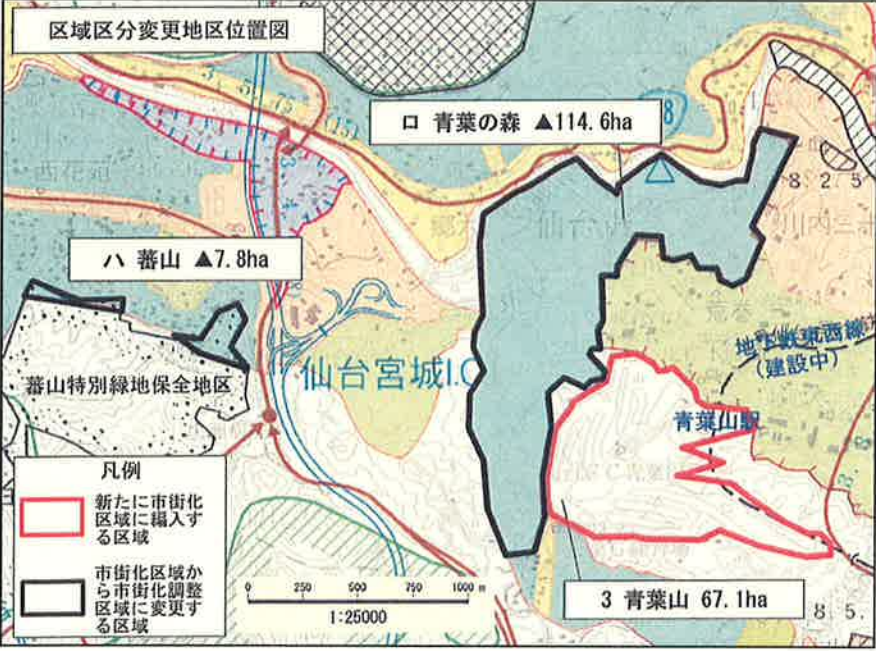
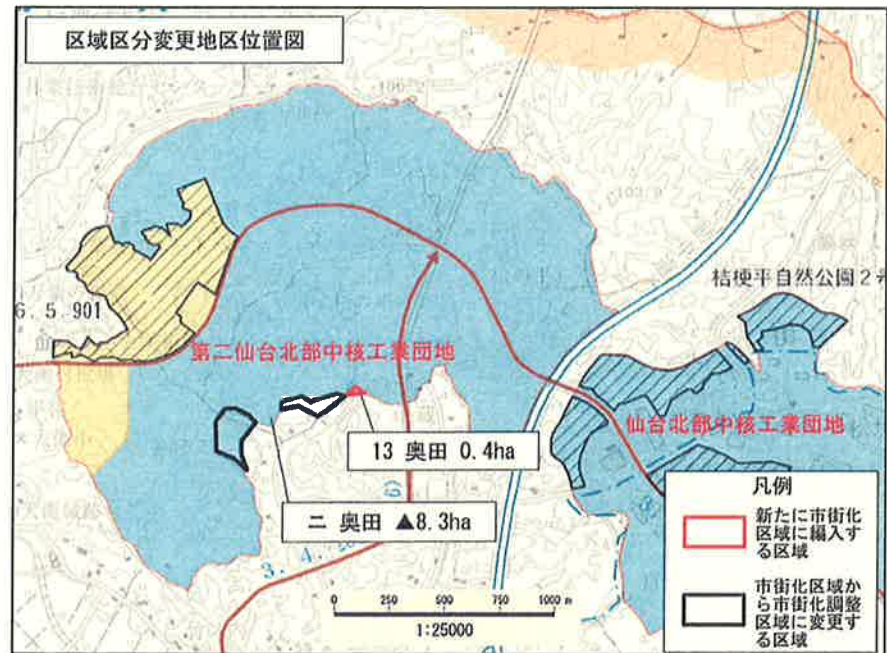
0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 km
1:120,000

【2】(2)特定保留(2)の面積は、17,051.6haである。









仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画用途地域の変更
(宮城県決定)

仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画
用途地域の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

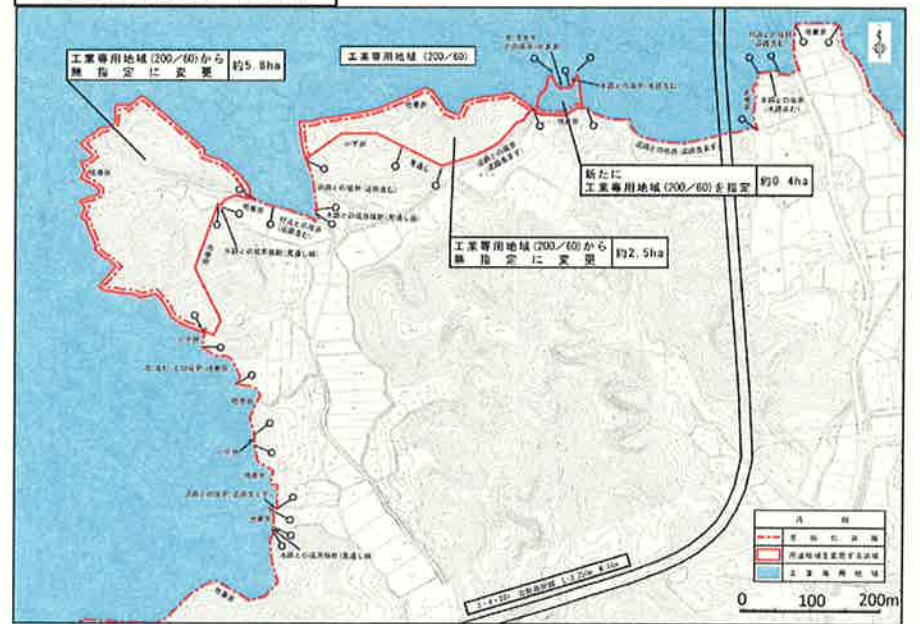
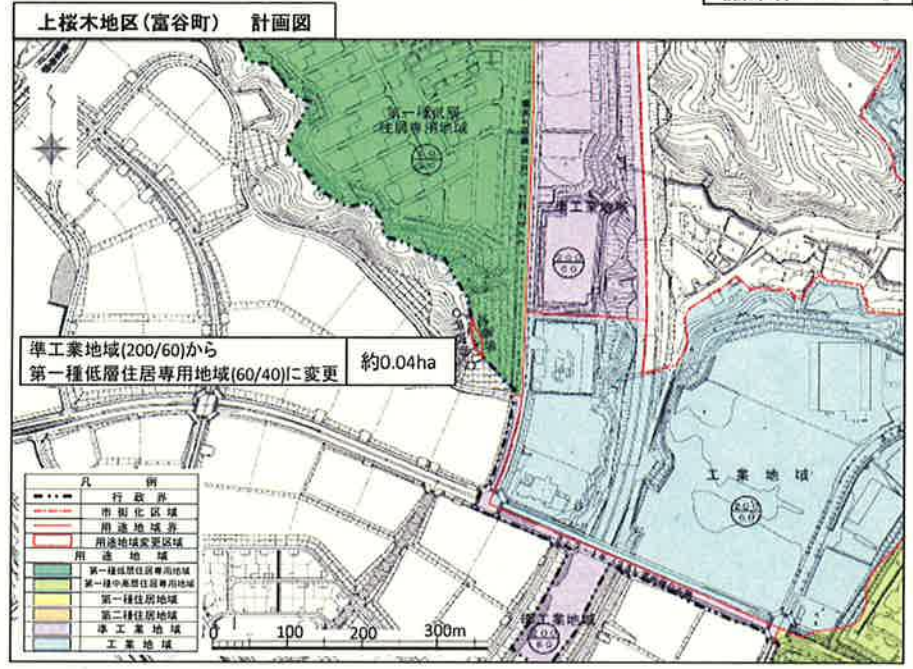
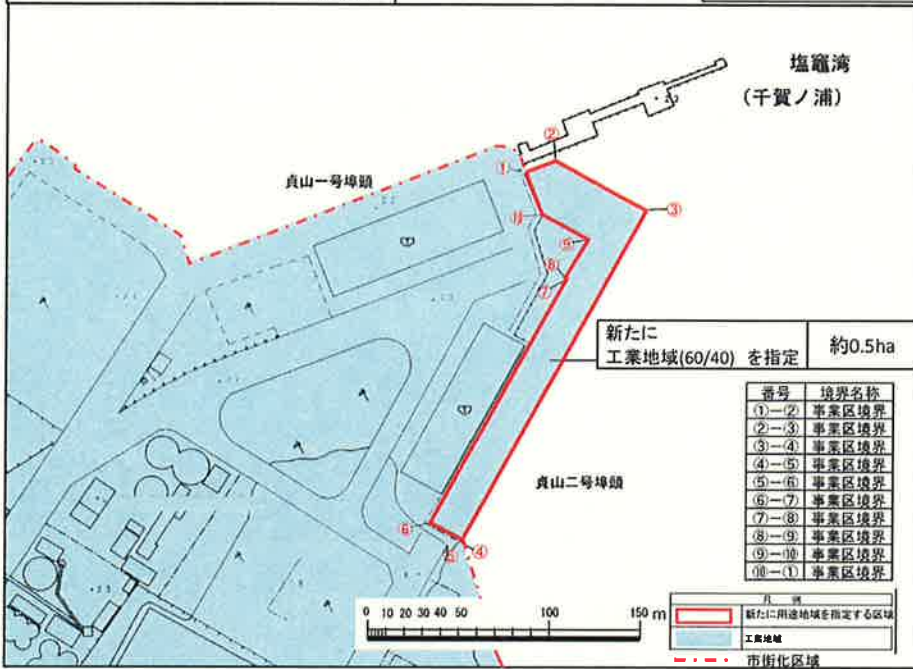
都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	容積率	建ぺい率	外壁の 後退 距離 の限度	建築物の 敷地面積 の 最低限度	建築物 の高さ の限度	備 考	
							面積比 率(%)	変更前面積
第一種低層 住居専用地域	約 1,434 ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0 m	—	10 m	14.8	約 1,365 ha
	285	6/10	5/10	1.0 m	—	10 m	2.9	
	573	8/10	5/10	1.0 m	—	10 m	6.1	約 531 ha
	23	20/10	6/10	—	—	10 m	0.2	
小 計	約 2,315 ha						23.9	約 2,204 ha
第二種低層 住居専用地域	約 9.8 ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0 m	—	10 m	0.1	約 7.3 ha
	13	8/10	5/10	1.0 m	—	10 m	0.1	
	18	15/10	6/10	—	—	10 m	0.2	
	96	20/10	6/10	—	—	10 m	1.0	
小 計	約 137 ha						1.4	約 134 ha
第一種中高層 住居専用地域	約 11 ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	0.1	0 ha
	1,135	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.7	
小 計	約 1,146 ha						11.8	約 1,135 ha
第二種中高層 住居専用地域	約 212 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.2	
第一種住居地域	約 1,836 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	18.9	約 1,765 ha
第二種住居地域	約 509 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.2	約 433 ha
準住居地域	約 127 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.3	
近隣商業地域	約 105 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.1	約 81 ha
	108	30/10	8/10	—	—	—	1.1	
小 計	約 213 ha						2.2	約 189 ha
商業地域	約 26 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.3	
	257	40/10	8/10	—	—	—	2.6	約 225 ha
	22	50/10	8/10	—	—	—	0.2	
小 計	約 305 ha						3.1	約 273 ha
準工業地域	約 792 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.2	
工業地域	約 868 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.9	
工業専用地域	約 1,249 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	12.9	約 1,257 ha
合 計	約 9,709 ha						100.0	約 9,389 ha

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

変更理由書

- 1 仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域を変更し、松島観光都市計画区域の松島町部分を仙塩広域都市計画区域に編入することに伴い、松島観光都市計画用途地域（松島町決定）について、仙塩広域都市計画用途地域（県決定）に変更するものである。
- 2 塩竈市貞山通一丁目地区については、公有水面埋め立て完了により新たに都市計画区域及び市街化区域に編入し、港湾施設として適正な土地利用を図るため、工業地域を指定するものである。
- 3 明石台東地区については、住宅地整備を目的として新たに市街化区域に編入し、住宅地として適正な土地利用を図るため、第一種低層住居専用地域を指定するものである。
- 4 上桜木地区については、仙台市と富谷町との間で行政区域境が変更となったことに伴い、用途地域を変更するものである。
- 5 大衡村奥田地区については、宮城県土地開発公社が工業団地整備に着手し、工業団地の区域が確定したことから、新たに市街化区域に編入する区域については工業団地としての適正な土地利用を図るため、工業専用地域を指定し、市街化区域から市街化調整区域に変更する区域については、将来の市街地整備の見通しが不明なことから、用途地域を無指定に変更するものである。



仙塩広域都市計画臨港地区の変更
(宮城県決定)

仙塩広域都市計画臨港地区の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

1 計画書

仙塩広域都市計画臨港地区を次のとおり変更する。

名 称	面 積	備 考
仙台塩釜港（塩釜港区） 臨港地区	142.2ha	変更前 142.4ha 分区の名称 ・保安港区

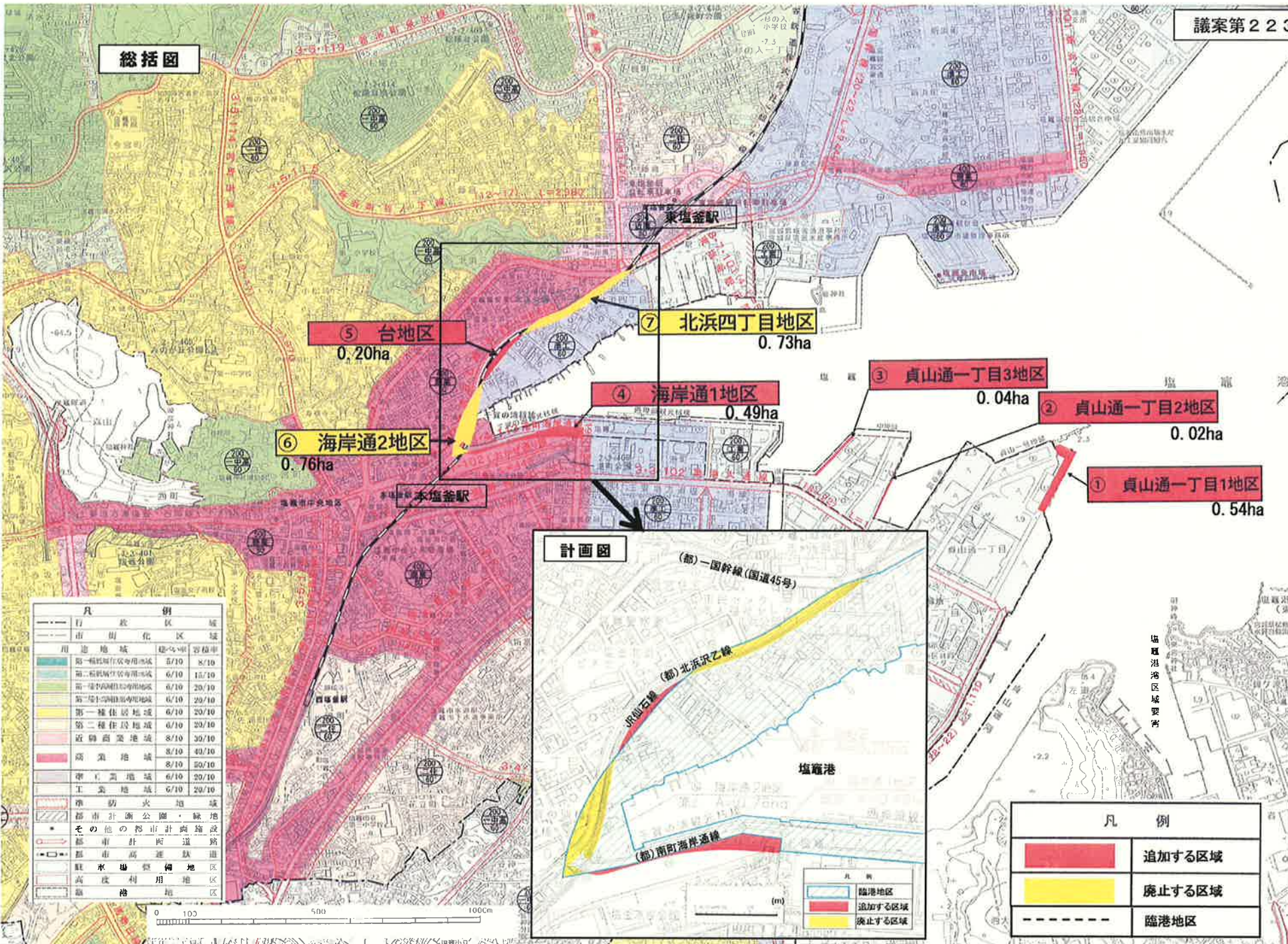
2 変更の理由

「仙塩広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」において，仙台塩釜港は「拠点型工業地」として位置付け，港湾取扱貨物の増加，船舶の大型化に対応した岸壁やふ頭用地の造成等，港湾機能の拡充を進めることとし，塩釜港区に関しては，地域の海上物流拠点としての役割を果たすとともに，日本三景の一つ「特別名勝松島」の観光船基地，離島生活航路の拠点としての機能の充実を図ることとしている。

よって，港湾施設を整備し，港湾機能のさらなる充実を図るとともに適正な維持管理を行い，仙台塩釜港港湾計画に基づいた適正な土地利用の誘導と既存の臨港地区と一体となった土地利用を図るため，臨港地区を変更するものである。

仙塩広域都市計画臨港地区の変更（塩竈市）

総括図



計画図



凡 例		
—	行政区域	城
—	市街化区域	
用途地域		
■	第一種住居地域	5/10 8/10
■	第二種住居地域	6/10 15/10
■	第三種住居地域	6/10 20/10
■	第一種商業地域	6/10 20/10
■	第二種商業地域	6/10 20/10
■	近隣商業地域	8/10 30/10
■	商業地域	8/10 40/10
■	準工業地域	6/10 20/10
■	工業地域	6/10 20/10
■	準防火地域	
■	都市計画公園・緑地	
●	その他の都市計画施設	
→	都市計画道路	
→	都市高速鉄道	
■	駐水場整備地区	
■	高規格利用地区	
■	臨港地区	

凡 例	
■	追加する区域
■	廃止する区域
---	臨港地区

仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画道路の変更

(宮城県決定)

仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画道路
の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画道路1・4・4号松島幹線及び松島観光都市計画道路1・4・1号松島幹線を仙塩広域都市計画道路1・4・4号松島幹線に、松島観光都市計画道路1・3・2号松島幹線を仙塩広域都市計画道路1・3・6号松島幹線に改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道	1・4・4	松島幹線	利府町春日宇山下	松島町根廻字音無	利府町赤沼字砂押	約10,660m		4車線	20.5m		終点位置の変更(変更前)延長3,940m終点 利府町赤沼字放森
	構造形式の内訳		利府町春日宇山下	利府町春日宇袖沢	利府町春日宇山下	約420m	掘割式		20.5m	JR東北本線と立体交差	
			利府町赤沼字樽田	利府町赤沼字脇ノ田	利府町赤沼字砂押	約660m	嵩上式		20.5m	幹線街路と立体交差1箇所	
						約9,580m	地表式		20.5m		
			利府町春日宇山下地下内で1・3・1号仙塩幹線に接続								
			なお、利府町赤沼字砂押、字脇ノ田、字放森及び字明ヶ沢地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。								終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口
			なお、松島町初原字樋渡、字中田、宇山下及び宇原地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。								終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口
			松島町根廻字音無地内で1・3・6号松島幹線に接続								
道路	1・3・6	松島幹線	松島町根廻字音無	松島町北小泉字十文字	松島町北小泉字十文字	約3,190m	地表式	4車線	23.5m		終点位置の変更(変更前)延長9,720m終点 東松島市根古字内巻
	構造形式の内訳		松島町根廻字音無地内で1・4・4号松島幹線に接続								
			なお、松島町根廻字音無、字桐田、字人善、字田中、字長佐野及び宇泥地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。								終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口
			松島町北小泉字十文字地内で石巻広域都市計画道路1・3・1号東松島石巻幹線に接続								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変 更 理 由 書

仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の見直しに伴い、自動車専用道路に係る都市計画の変更を行うものである。

仙塩広域都市計画道路1・4・4号松島幹線と松島観光都市計画道路1・4・1号松島幹線については、統合して名称を仙塩広域都市計画道路1・4・4号松島幹線に改め、その終点位置を変更するものである。また、松島観光都市計画道路1・3・2号松島幹線については、仙塩広域都市計画道路1・3・6号松島幹線に名称を改め、その終点位置を変更するものである。さらに、それぞれの都市計画道路の車線数を定める都市計画の変更を行うものである。

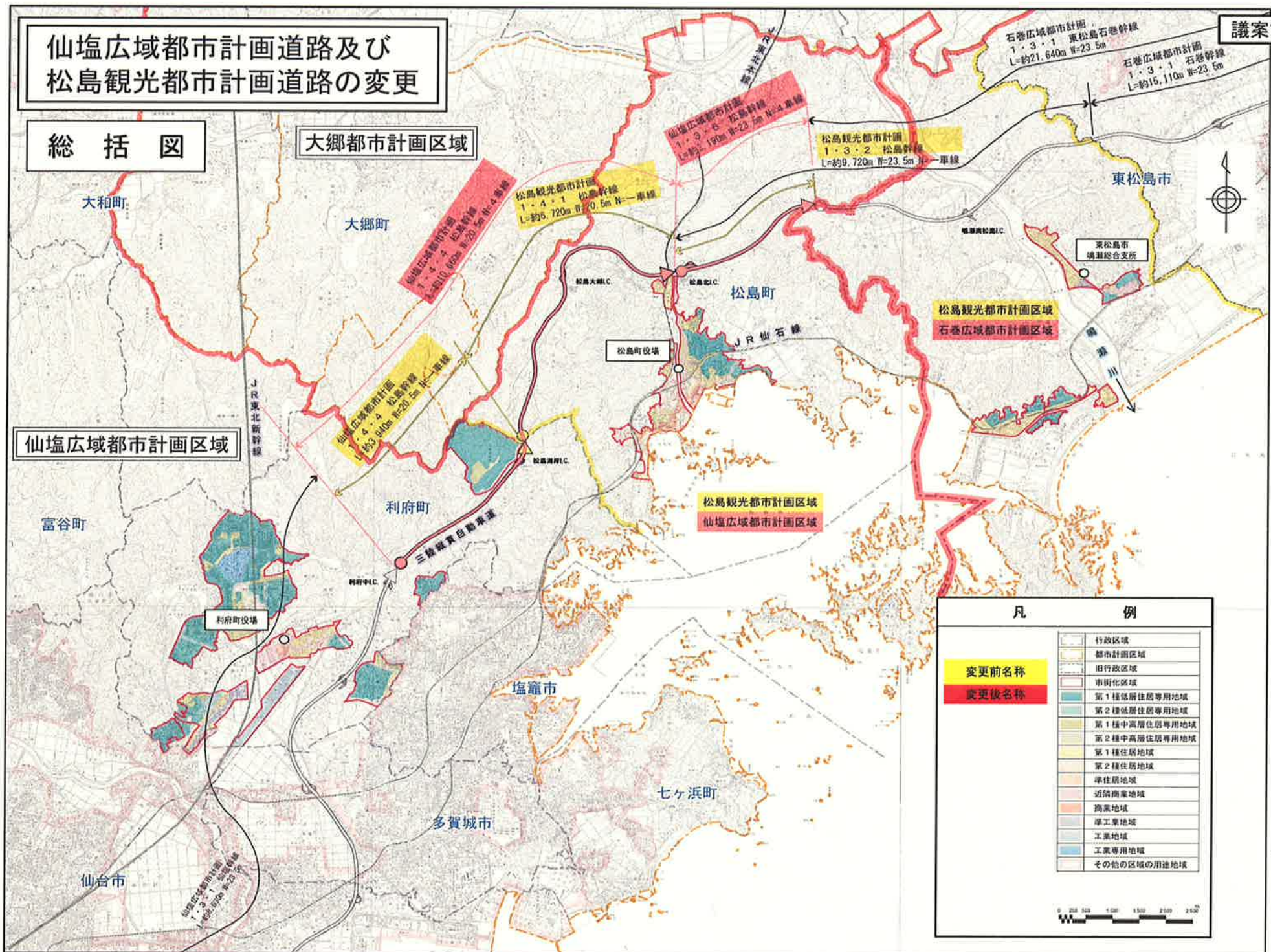
仙塩広域都市計画道路及び 松島観光都市計画道路の変更

議案第2231号

総括図

大郷都市計画区域

仙塩広域都市計画区域



凡	例
	行政区画
	都市計画区域
	旧行政区画
	市街化区域
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	その他の区域の用途地域

仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画道路の変更
(松島町、利府町)

松島観光都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

松島観光都市計画道路の変更（宮城県決定）

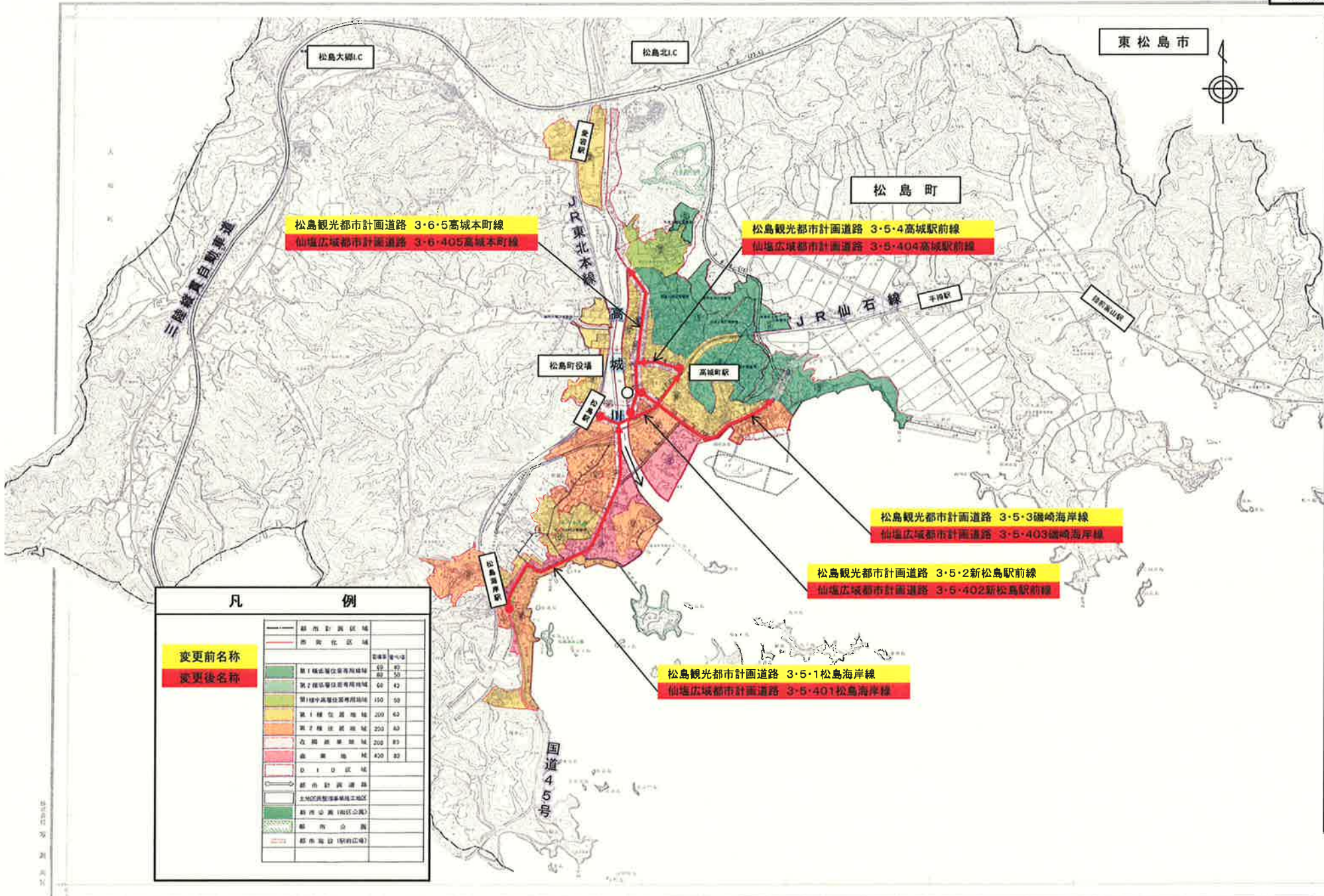
松島観光都市計画道路の名称を次のように改める。

変更前	変更後
松島観光都市計画道路3・5・1号松島海岸線	仙塩広域都市計画道路3・5・401号松島海岸線
松島観光都市計画道路3・5・2号新松島駅前線	仙塩広域都市計画道路3・5・402号新松島駅前線
松島観光都市計画道路3・5・3号磯崎海岸線	仙塩広域都市計画道路3・5・403号磯崎海岸線
松島観光都市計画道路3・5・4号高城駅前線	仙塩広域都市計画道路3・5・404号高城駅前線
松島観光都市計画道路3・6・5号高城本町線	仙塩広域都市計画道路3・6・405号高城本町線

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域の再編に伴い、松島観光都市計画区域の松島町分を仙塩広域都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。



松島観光都市計画道路の変更（松島町）

凡 例	
変更前名称	都市計画区域
変更後名称	市街化区域
	第1種住居地域 40 40
	第2種住居地域 50 50
	第3種住居地域 60 42
	第1種中高層住居専用地域 100 50
	第1種住居地域 200 62
	第2種住居地域 200 40
	在野農業地域 200 82
	商業地域 400 82
	D・I・O区域
	都市計画道路
	土地区画整理事業地区
	新市庁舎(仮設公園)
	新市庁舎
	新市庁舎(仮設公園)

松島観光都市計画公園の変更（宮城県決定）

松島観光都市計画公園の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

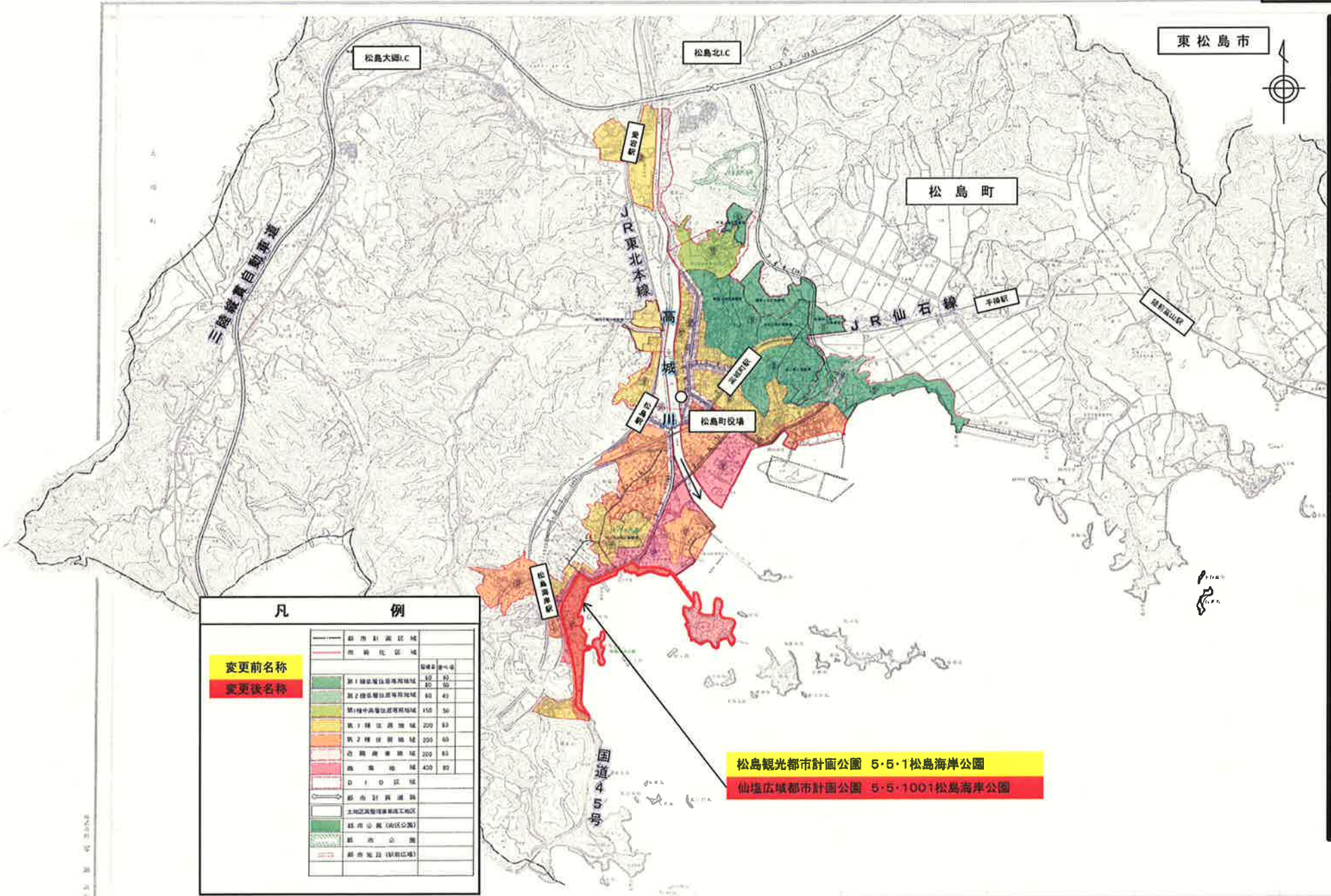
松島観光都市計画公園の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
松島観光都市計画公園 5・5・1 松島海岸公園	仙塩広域都市計画公園 5・5・1001 松島海岸公園

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域の再編に伴い、松島観光都市計画区域の松島町分を仙塩広域都市計画区域に変更するため、都市計画公園の名称変更を行うもの。



凡 例		面積(㎡)	面積(ヘクタール)
---	都市計画区域		
---	準都市計画区域		
---	変更前名称		
---	変更後名称		
---	第一種住居地域	40	24
---	第二種住居地域	40	24
---	第三種住居地域	150	90
---	第一種工業地域	200	120
---	第二種工業地域	200	120
---	商業地域	200	120
---	雑種地域	400	240
---	D・I・D区域		
---	都市計画道路		
---	土地改良整備事業工程区		
---	緑地公園(街区公園)		
---	緑地公園		
---	緑地施設(駅前広場)		

松島観光都市計画公園 5・5・1松島海岸公園
 仙塩広域都市計画公園 5・5・1001松島海岸公園

松島観光都市計画公園の変更(松島町)

石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域
の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画法案：別紙のとおり

石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の変更
(宮城県決定)

石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称
石巻広域都市計画区域
- 2 松島観光都市計画区域から石巻広域都市計画区域に変更する土地の区域
松島観光都市計画区域の東松島市部分
- 3 新たに都市計画区域を指定する土地の区域
字名一覧表のとおり
- 4 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

5 変更の理由

松島観光都市計画区域は昭和45年12月に指定され、現在、松島町の一部及び東松島市の旧鳴瀬町全域で構成されている。

平成17年4月1日に誕生した東松島市は現在、松島観光都市計画区域（旧鳴瀬町部分）と石巻広域都市計画区域（旧矢本町部分）の二つの都市計画区域に跨った状態になっている。

都市計画基礎調査を実施した結果、松島観光都市計画区域の旧鳴瀬町部分は石巻広域都市計画区域との一体性が確認され、松島観光都市計画区域の松島町部分については、仙塩広域都市計画区域と社会的・経済的の一体性が確認されたので、今回、松島観光都市計画区域の東松島市部分について、石巻広域都市計画区域に編入し、一体との都市として整備、開発及び保全を図ろうとするものである。

また、石巻港港湾計画に基づいた適正な土地利用の誘導と既存の臨港地区と一体となった土地利用を図るため、雲雀野地区の一部の公有水面埋立がしゅん功した区域を新たに指定するものである。

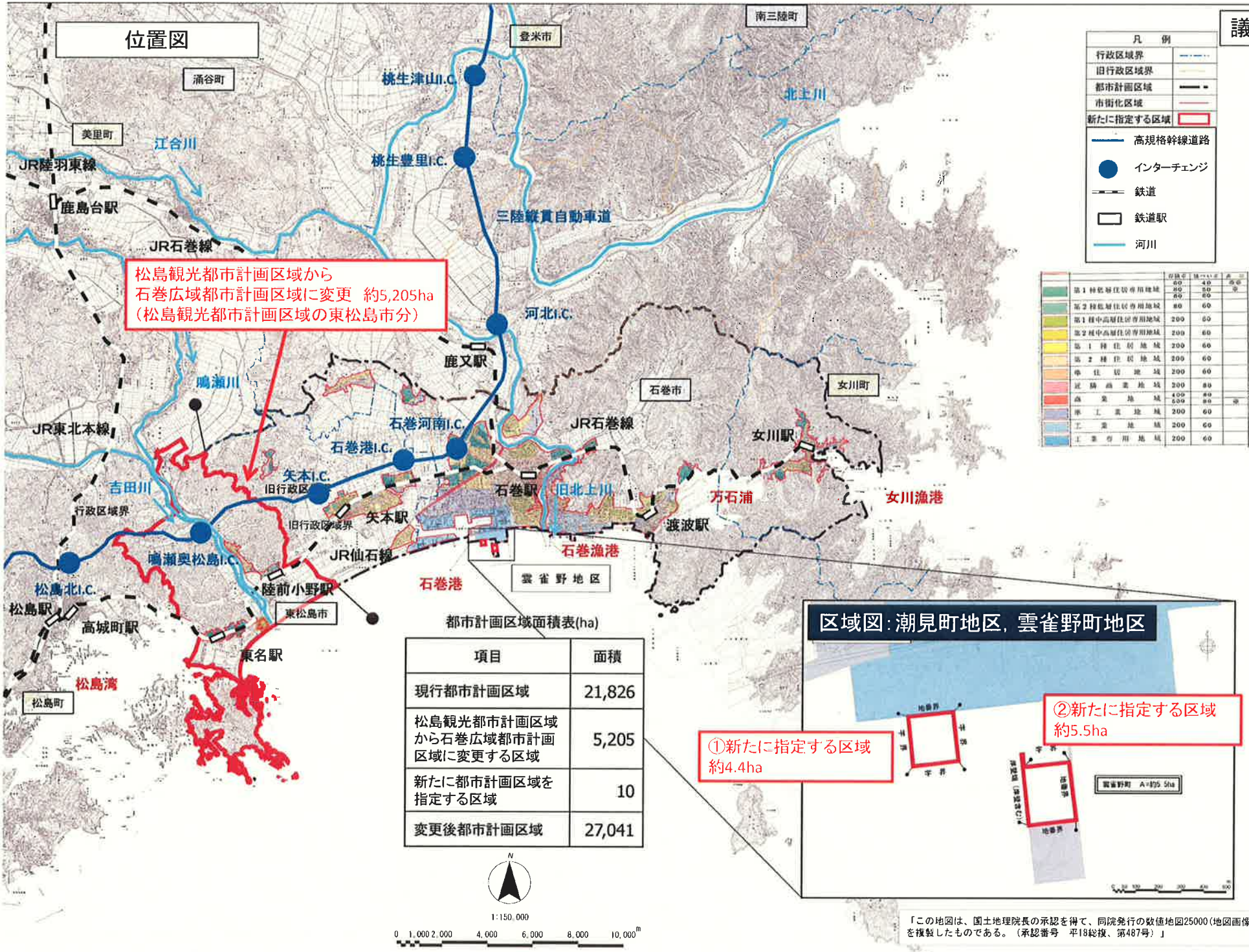
字名一覧表

新たに都市計画区域を指定する土地の区域

石巻市

大 字 名	小 字 名	全部・一部 の別
潮見町	—	一部
雲雀野町二丁目	—	一部

石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の変更（石巻市、東松島市）



石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域
の整備、開発及び保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域
の整備、開発及び保全の方針の変更

(宮城県決定)

石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

別添のとおり

2 変更の理由

以下の理由により、石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものである。

・都市計画区域の見直しに伴い、新たな都市計画区域を対象とした「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に見直す必要があること。

・合併新市や町における総合計画、国土利用計画等基本構想の内容を踏まえて、広域的観点から旧市町の各都市機能の役割分担と連携を行って、合理的に都市計画を進める必要があること。

・「宮城の将来ビジョン」（平成19年3月宮城県策定）に掲げる「富県宮城」あるいは「コンパクトなまちづくり」の実現を視野に入れて、人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市の形成を目指す必要があること。

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画
区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法：別紙のとおり

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画区域区分の変更
(宮城県決定)

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」市街化調整区域を市街化区域に変更する

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
都市計画区域内人口		172 千人	162 千人
市街化区域人口		146 千人	141 千人
配分する人口		—	139 千人
保留する人口		—	2 千人
(特定保留)		—	0 千人
(一般保留)		—	2 千人

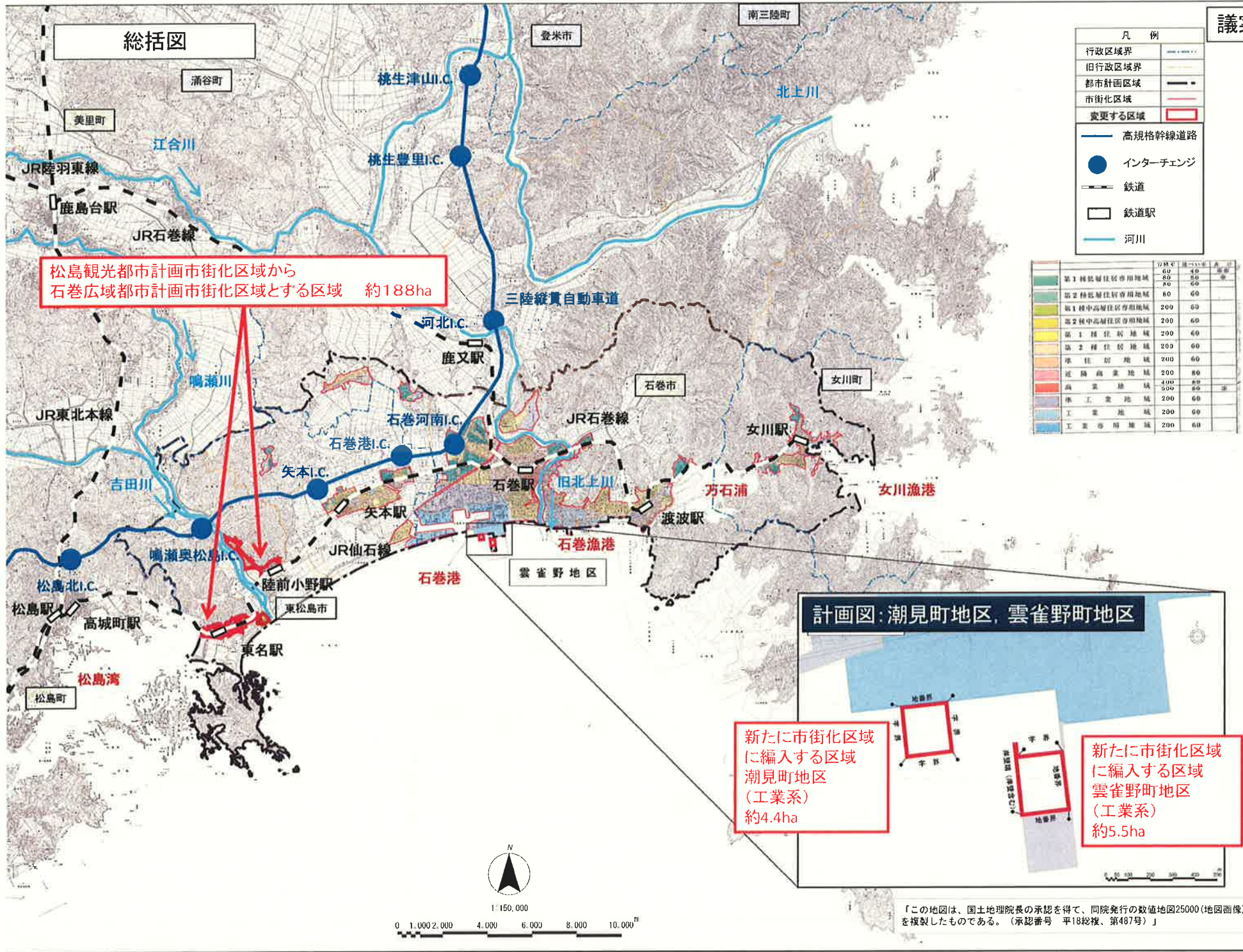
3 変更の理由

平成18年度から平成20年度に都市計画基礎調査を行った結果、本都市計画区域においては、既に人口減少期に入り、高齢化率も高まる傾向が明らかとなった。

将来の人口減少・高齢社会の到来を見据え、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の基本方針を以下のとおり定めたことから、この基本方針に基づき区域区分を変更するものである。

- ・都市機能の充実・強化による県東部地区の中心核の形成
- ・水産業等の高度化、高度技術産業等の集積による活力ある産業拠点の形成
- ・快適性と安全・安心を備えたコンパクトな住宅地の形成
- ・特別名勝松島等の優れた自然、歴史的資源を活かした国際観光・都市型観光機能の強化
- ・圏域内外及び圏域内の移動・交流を支える交通網の整備・形成

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画
区域区分の変更（石巻市、東松島市）



石巻広域都市計画臨港地区の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画臨港地区の変更

(宮城県決定)

石巻広域都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
		変更前 約431.6ha
石巻港臨港地区	約441.5ha	分区の名称 ・商港区 ・工業港区 ・漁港区 ・修景厚生港区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

変 更 理 由 書

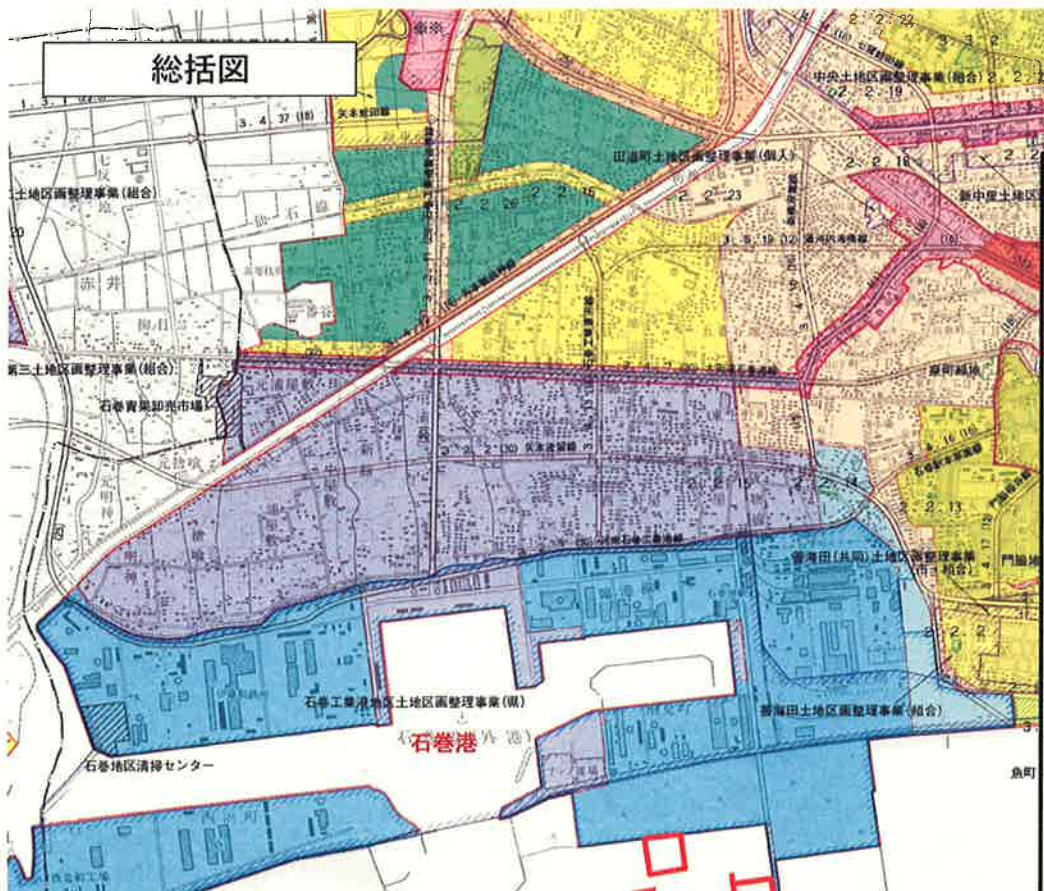
石巻広域都市計画臨港地区の変更

石巻港を中心とする石巻港周辺地区は、「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「拠点型工業地」に位置づけられ、臨海型工業の集積、高度化を促進することとしている。

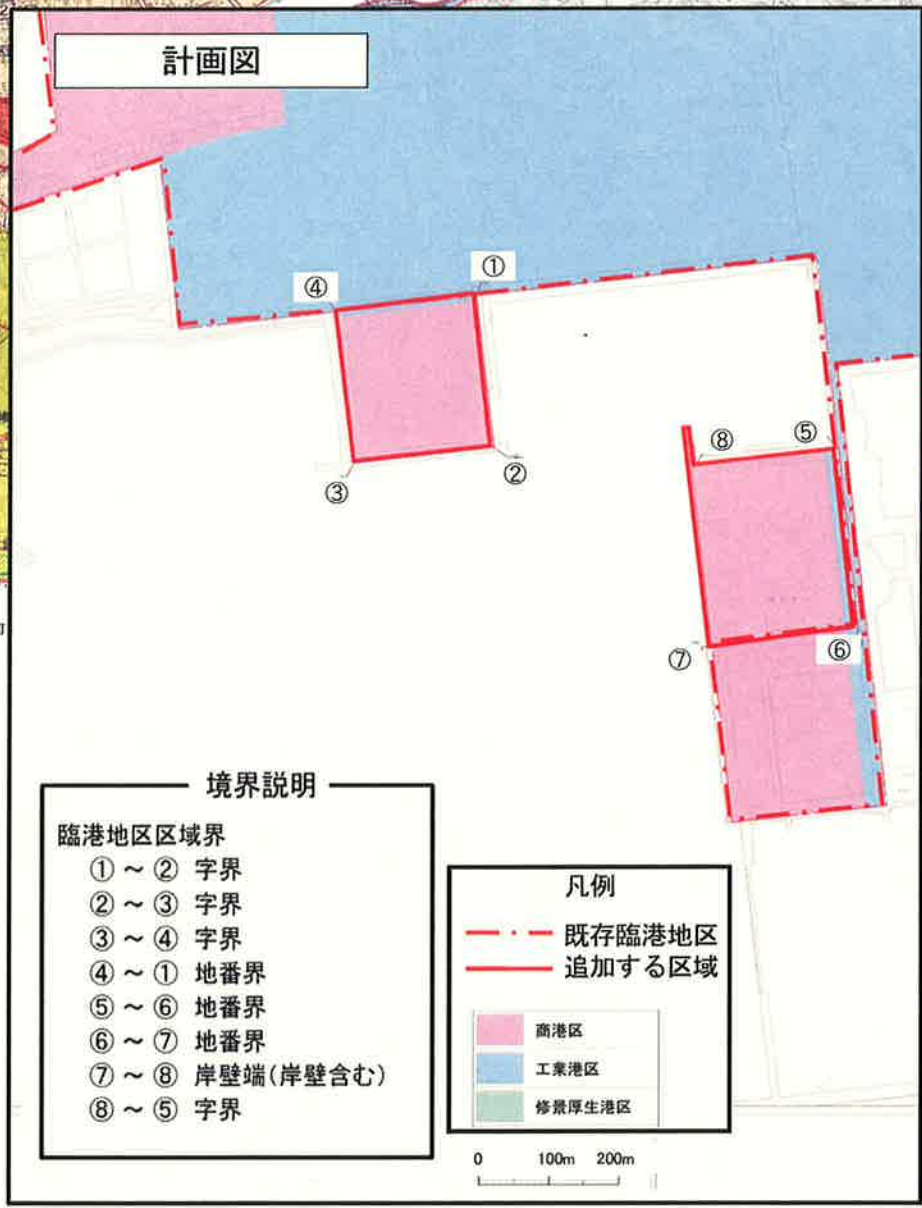
現在、臨港機能の充実を図るため、石巻港の潮見町地区及び雲雀野地区において公有水面の埋立が進められているが、その内、既にしゅん功した地区を石巻港港湾計画に基づく適正な土地利用に誘導するためには、現在の臨港地区と一体とした土地利用規制などが必要となっている。

よって、港湾を管理運営するため、港湾の機能を十分に確保するとともに、港湾施設を整備し、適正に維持管理するために必要な一体の区域として、石巻港港湾計画に基づいた適正な土地利用の誘導と既存の臨港地区と一体となった土地利用を図るため、潮見町地区及び雲雀野地区の一部の公有水面埋立がしゅん功した約9.9haを追加するものである。

総括図



計画図



境界説明

臨港地区区域界

- ①～② 字界
- ②～③ 字界
- ③～④ 字界
- ④～① 地番界
- ⑤～⑥ 地番界
- ⑥～⑦ 地番界
- ⑦～⑧ 岸壁端(岸壁含む)
- ⑧～⑤ 字界

凡例

- 既存臨港地区
- 追加する区域
- 商港区
- 工業港区
- 修景厚生港区

0 100m 200m

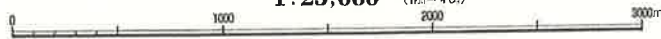
潮見町地区 約4.4ha

雲雀野町地区 約5.5ha

凡例

追加する区域

1:25,000 (1cm=4m)



凡例	例
都市計画区域	
市街化区域	
石巻市域都市計画外区域	
第1種低層住居専用地域	60 40
第2種低層住居専用地域	60 50
第1種中高層住居専用地域	80 60
第2種中高層住居専用地域	200 60
第1種住居地域	200 60
第2種住居地域	200 60
準住居地域	200 60
近隣商業地域	200 80
商業地域	400 80
準工業地域	200 80
工業地域	200 60
工業専用地域	200 60
臨港地区	
港湾火地域	
特別工業地区	
特別業務地区	
土地区画整理区域	
都市計画道路	
公園	
緑地	
臨海	
供給調整施設等	

石巻広域都市計画臨港地区の変更(石巻市)

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画道路の変更

(宮城県決定)

石巻広域都市計画道路1・3・1号石巻幹線及び松島観光都市計画道路1・3・2号松島幹線を石巻広域都市計画道路1・3・1号東松島石巻幹線に改め、次のように変更する。

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画道路
の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1・3・1	東松島石巻幹線	東松島市上下堤字入沢	石巻市鹿又字天王前	石巻市蛇田字新金沼	約21,640m		4車線	23.5m		名称の変更 起点位置の変更 (変更前) 延長 約15,110m 起点 東松島市大塩字逆川
		構造形式の内訳	東松島市上下堤字下北谷地	東松島市上下堤字下南谷地	東松島市上下堤字下北谷地	約380m	嵩上式		22m～23.5m	幹線街路と立体交差5箇所	
			東松島市川下字内磐	東松島市新田字風強	東松島市上下堤字下北谷地	約640m	嵩上式		22m～23.5m		
			東松島市川下字関田	東松島市上下堤字下北谷地	東松島市上下堤字下北谷地	約420m	掘割式		23.5m		
			東松島市小松字上二間堀	石巻市鹿又字天王前	石巻市蛇田字新金沼	約13,510m	嵩上式		22m～23.5m		
						約6,690m	地表式		23.5m		
										東松島市上下堤字入沢地内で仙塩広域都市計画道路1・3・6号松島幹線に接続	
										なお、東松島市川下字苺苅沢、字南、字内磐及び字山田地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。	
										なお、東松島市大塩字旗沢並びに小松字上二間堀地内に起点方向1箇所約4,700㎡の交通広場を設ける。	
										なお、東松島市大塩字旗沢並びに小松字上二間堀地内に終点方向1箇所約4,700㎡の交通広場を設ける。	
									なお、東松島市小松字沢田前地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。	終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口	
									なお、東松島市赤井字関の内四号地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。	終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口	
									なお、石巻市蛇田字新金沼地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。	終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口	
										石巻市鹿又字天王前地内で河北都市計画道路1・3・1号河北幹線に接続	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

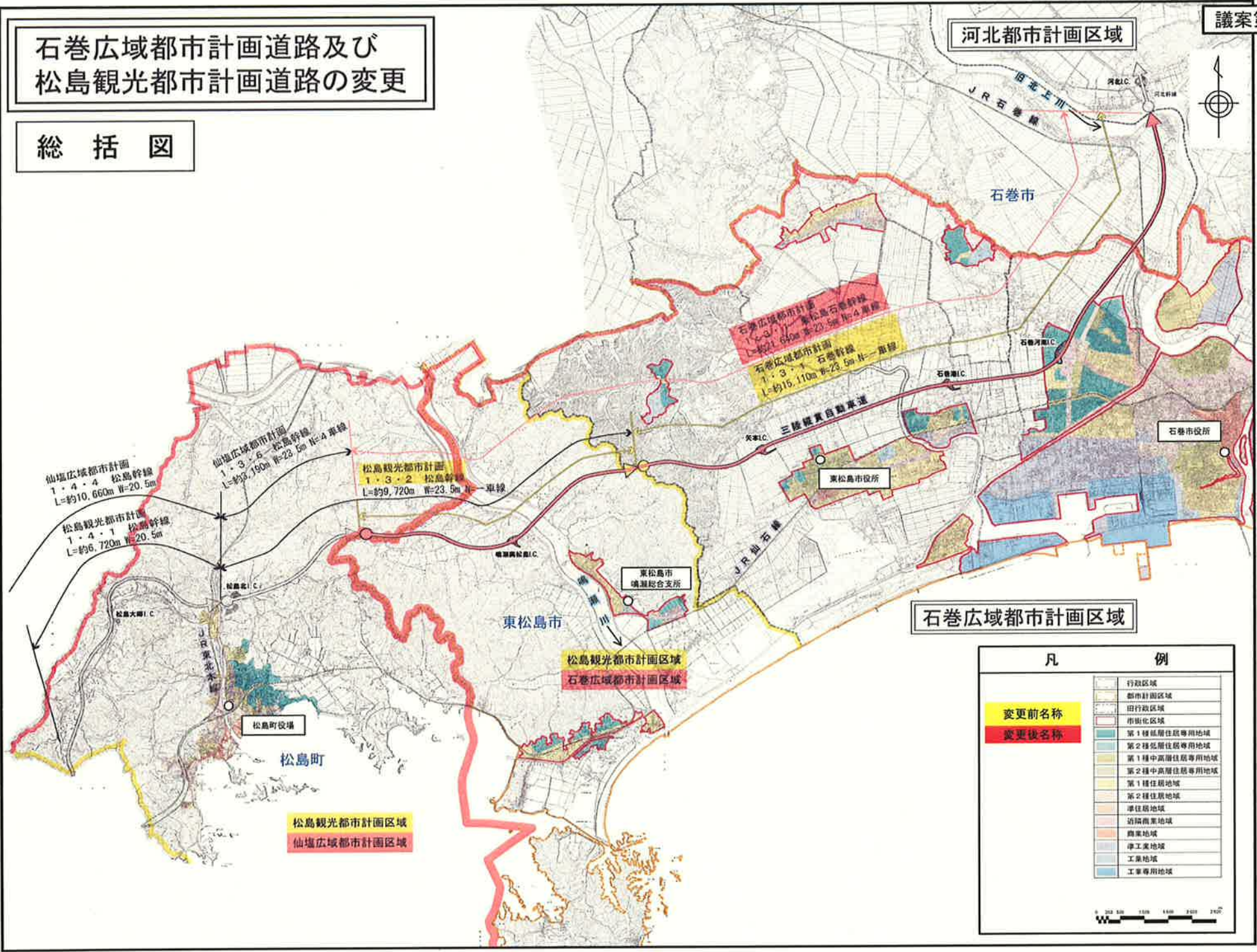
変 更 理 由 書

石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の見直しに伴い、自動車専用道路に係る都市計画の変更を行うものである。

石巻広域都市計画道路1・3・1号石巻幹線及び松島観光都市計画道路1・3・2号松島幹線を統合して名称を石巻広域都市計画道路1・3・1号東松島石巻幹線に改め、その起点位置を変更するとともに車線数を定める都市計画の変更を行うものである。

石巻広域都市計画道路及び
松島観光都市計画道路の変更

総括図



河北都市計画区域

石巻市

石巻広域都市計画区域

東松島市

松島町

凡	例
変更前名称	行政区域
変更後名称	都市計画区域
	田行政区域
	市街化区域
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画道路の変更
(石巻市、東松島市)

松島観光都市計画公園の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

松島観光都市計画公園の変更（宮城県決定）

松島観光都市計画公園の名称を次のように変更する。

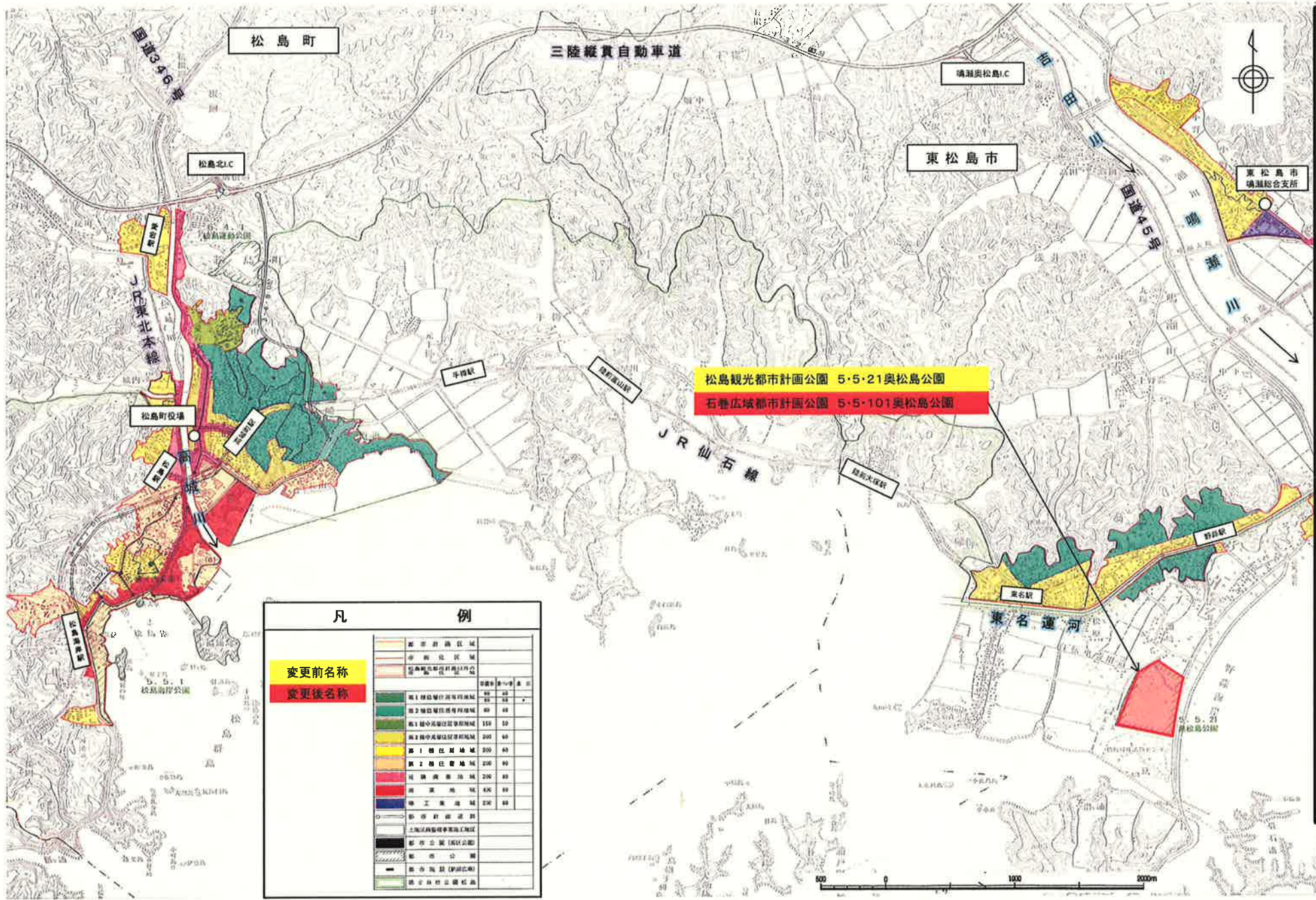
変 更 前	変 更 後
松島観光都市計画公園 5・5・21 奥松島公園	石巻広域都市計画公園 5・5・101 奥松島公園

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い、松島観光都市計画区域の東松島市分を石巻広域都市計画区域に変更するため、都市計画公園の名称変更を行うもの。

松島観光都市計画公園の変更（東松島市）



松島観光都市計画公園 5.5.21奥松島公園
 石巻広域都市計画公園 5.5.101奥松島公園

凡 例	
変更前名称	都市計画区域
変更後名称	準都市計画区域
	松島観光都市計画公園
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	都市計画道路
	土地活用競争集約地区
	都市公園（風致公園）
	都市公園
	都市施設（駅前広場）
	都市計画公園緑地

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画下水道
の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画下水道の変更

(宮城県決定)

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画北上川下流流域下水道を石巻広域都市計画北上川下流流域下水道に名称を改め、「2. 排水区域」の名称を次のように変更する。

2. 排水区域

変更前	変更後
松島観光都市計画東松島市流域関連公共下水道	石巻広域都市計画東松島市流域関連公共下水道

「区域は計画図表示のとおり」

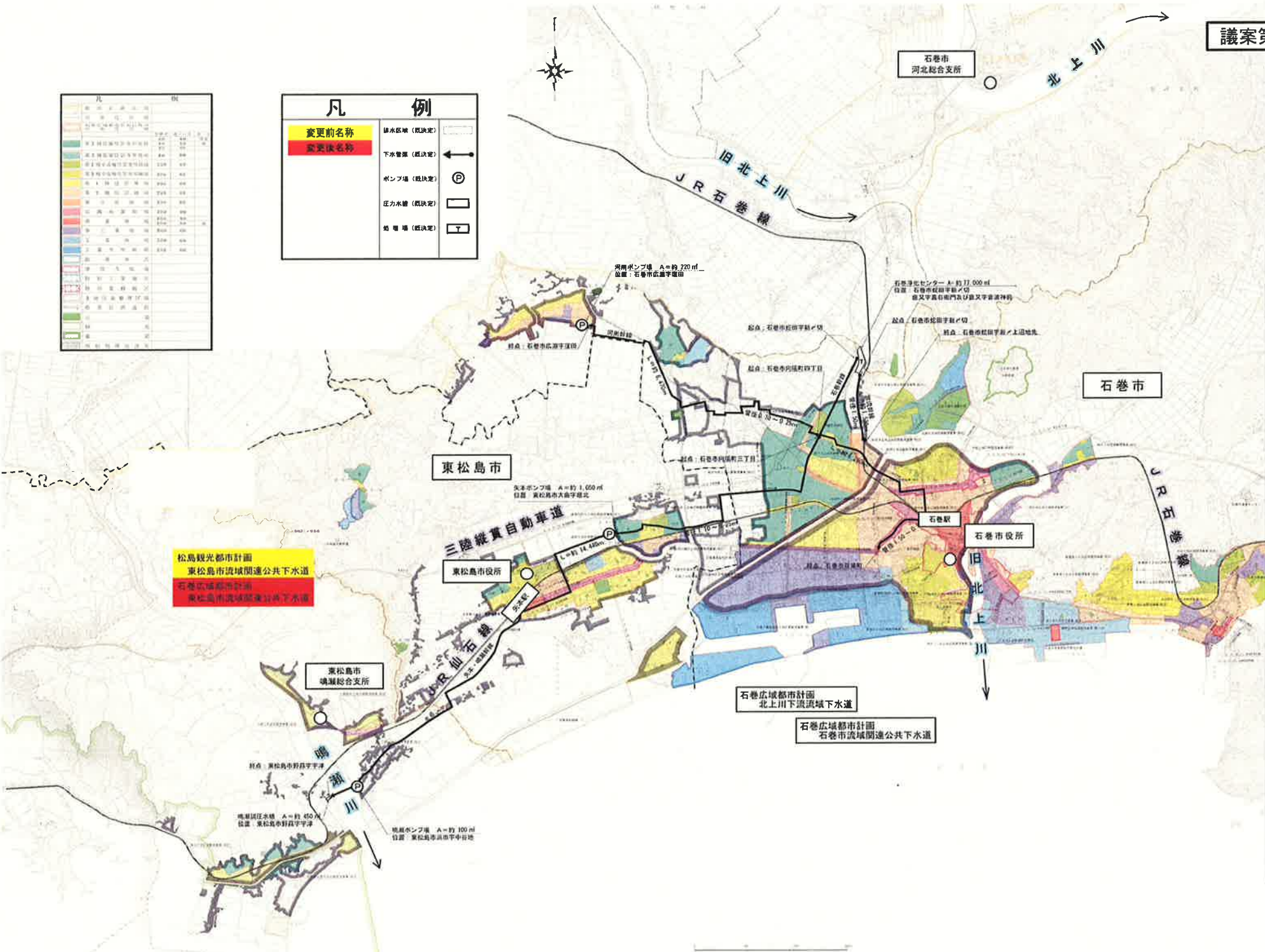
理 由

都市計画区域の再編に伴い、松島観光都市計画区域の東松島市分を石巻広域都市計画区域に変更するため、接続する下水道の名称変更を行うもの。

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画下水道の変更
(東松島市)

凡	例
変更前名称	排水区域 (既決定)
変更後名称	下水管渠 (既決定)
	ポンプ場 (既決定)
	圧力水線 (既決定)
	処理場 (既決定)

凡	例
変更前名称	排水区域 (既決定)
変更後名称	下水管渠 (既決定)
	ポンプ場 (既決定)
	圧力水線 (既決定)
	処理場 (既決定)



松島観光都市計画
東松島市流域関連公共下水道
石巻広域都市計画
東松島市流域関連公共下水道

東松島市

石巻市

東松島市役所

石巻市役所

石巻広域都市計画
北上川下流域域下水道

石巻広域都市計画
石巻市流域関連公共下水道

東松島市
鳴瀬総合支所

鳴瀬川

旧北上川
JR石巻線

北上川

石巻市
河北総合支所

両河ポンプ場 A=約 720 m²
位置: 石巻市広島字蓮田

石巻浄化センター A=約 77,000 m²
位置: 石巻市板田字新ノ切
徳又字真田門及び徳又字音津神

石巻浄化センター A=約 77,000 m²
位置: 石巻市板田字新ノ切
徳又字真田門及び徳又字音津神

石巻浄化センター A=約 77,000 m²
位置: 石巻市板田字新ノ切
徳又字真田門及び徳又字音津神

東松島ポンプ場 A=約 1,050 m²
位置: 東松島市大倉字福武

三陸縦貫自動車道

東松島市役所

鳴瀬川

鳴瀬川ポンプ場 A=約 450 m²
位置: 東松島市野蒜字宇津

鳴瀬川ポンプ場 A=約 100 m²
位置: 東松島市浜田字中野地

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(宮城県決定)

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

別添のとおり

2 変更の理由

石巻市における総合計画、市町村マスタープラン等の基本構想の内容を踏まえると共に、「宮城の将来ビジョン」(平成19年3月宮城県策定)に掲げる「富県宮城」あるいは「コンパクトなまちづくり」の実現を視野に入れて、人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市を形成するために、都市計画基本方針を見直すものである。

雄勝都市計画区域の廃止

(宮城県決定)

雄勝都市計画区域の廃止について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画法案：別紙のとおり

雄勝都市計画区域を次のように廃止する。

- 1 都市計画区域の名称
雄勝都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
雄勝都市計画区域の全部

4 廃止の理由

雄勝都市計画区域は昭和24年に全町域を指定し、その後昭和42年と昭和56年に2回にわたって主に離島や自然公園地域を除外して都市計画区域の縮小を行い、現在756haとなっている。

その後、昭和30年には人口のピークを迎えたが、人口流出が続いて現在に至っている。

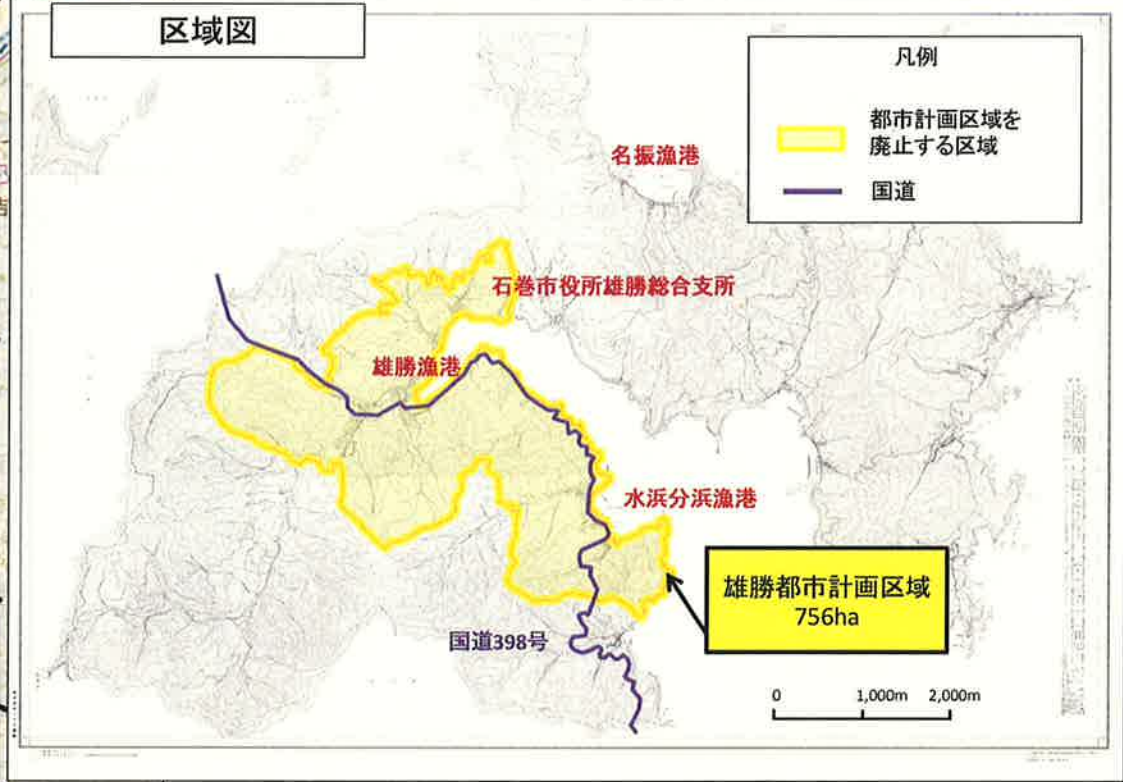
今回、都市計画基礎調査を実施した結果、当該区域は旧町単位で都市計画区域の指定要件に合致せず、開発圧力も無いと判断した。また、他法令の規制状況などを勘案すると無秩序な開発が進む可能性は低いと判断した。

よって、当該都市計画区域は一体の都市として整備、開発及び保全を図るべき区域として存続する必要性が認められないため、都市計画区域を廃止したい。

位置図



区域図



都市計画区域を廃止する区域 約756ha

雄勝都市計画区域
756ha

雄勝都市計画区域の廃止（石巻市）

都市計画区域・市街化区域及び用途地域の指定状況

都市計画区域名	市町村名	都市計画区域	市街化区域	用途地域
雄勝市	雄勝市	行政区域の一部	都市計画区域の一部	市街化区域の全域
美里町	美里町	行政区域の全域	-	-
登米市	登米市	-	-	市街化区域の全域と市街化調整区域の一部
石巻市	石巻市	-	-	市街化区域の全域

凡		例	
	都市計画区域を廃止する区域		高規格幹線道路
	都市計画区域		一般国道
	左記都市計画区域外区域		高規格幹線道路
	主に県立都市公園		一般有料道路
	広域公園		計画又は整備中
	国立及び国定公園		計画又は整備中
	県立自然公園		一般有料道路
	一般国道		インテグレーション又はジャンクション
	高規格幹線道路		郡市界
	一般有料道路		市界
	高規格幹線道路		都市計画区域を廃止する区域
	計画又は整備中		
	計画又は整備中		
	一般有料道路		
	インテグレーション又はジャンクション		
	郡市界		
	市界		
	都市計画区域を廃止する区域		

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 km
1:350000

雄勝都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

雄勝都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

(宮城県決定)

雄勝都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 雄勝都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
廃止する

2 変更の理由

雄勝都市計画区域の廃止に伴い、雄勝都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を廃止する。

雄勝都市計画道路の変更（宮城県決定）

雄勝都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

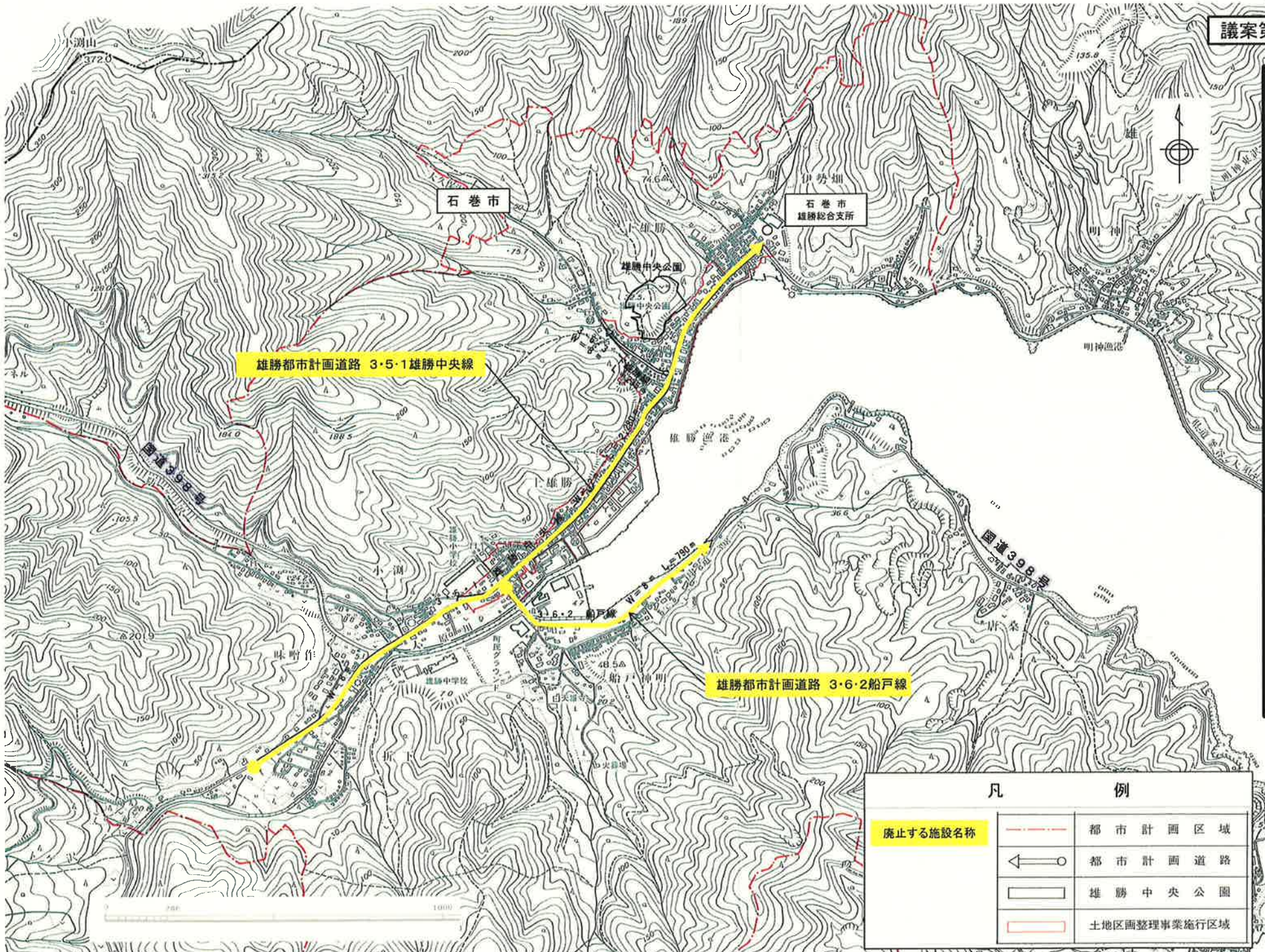
都市計画案：別紙のとおり

都市計画道路中3・5・1号雄勝中央線及び3・6・2号船戸線を廃止する。

廃止の理由

雄勝都市計画区域の廃止に伴い、雄勝都市計画道路を廃止するもの。

雄勝都市計画道路の変更(石巻市)



雄勝都市計画道路 3・5・1 雄勝中央線

雄勝都市計画道路 3・6・2 船戸線

凡 例	
廃止する施設名称	都市計画区域
	都市計画道路
	雄勝中央公園
	土地区画整理事業施行区域

牡鹿都市計画区域の廃止

(宮城県決定)

牡鹿都市計画区域の廃止について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画法案：別紙のとおり

牡鹿都市計画区域を次のように廃止する。

- 1 都市計画区域の名称
牡鹿都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
牡鹿都市計画区域の全部

4 廃止の理由

牡鹿都市計画区域は昭和14年に旧鮎川村の全域を指定し、その後昭和42年と昭和56年に2回にわたって主に山間部や金華山を除外して都市計画区域の縮小を行い、現在1,473haとなっている。

その後、昭和30年には人口のピークを迎えたが、人口流出が続いて現在に至っている。

今回、都市計画基礎調査を実施した結果、当該区域は旧町単位で都市計画区域の指定要件に合致せず、開発圧力も無いと判断した。また、他法令の規制状況などを勘案すると無秩序な開発が進む可能性は低いと判断した。

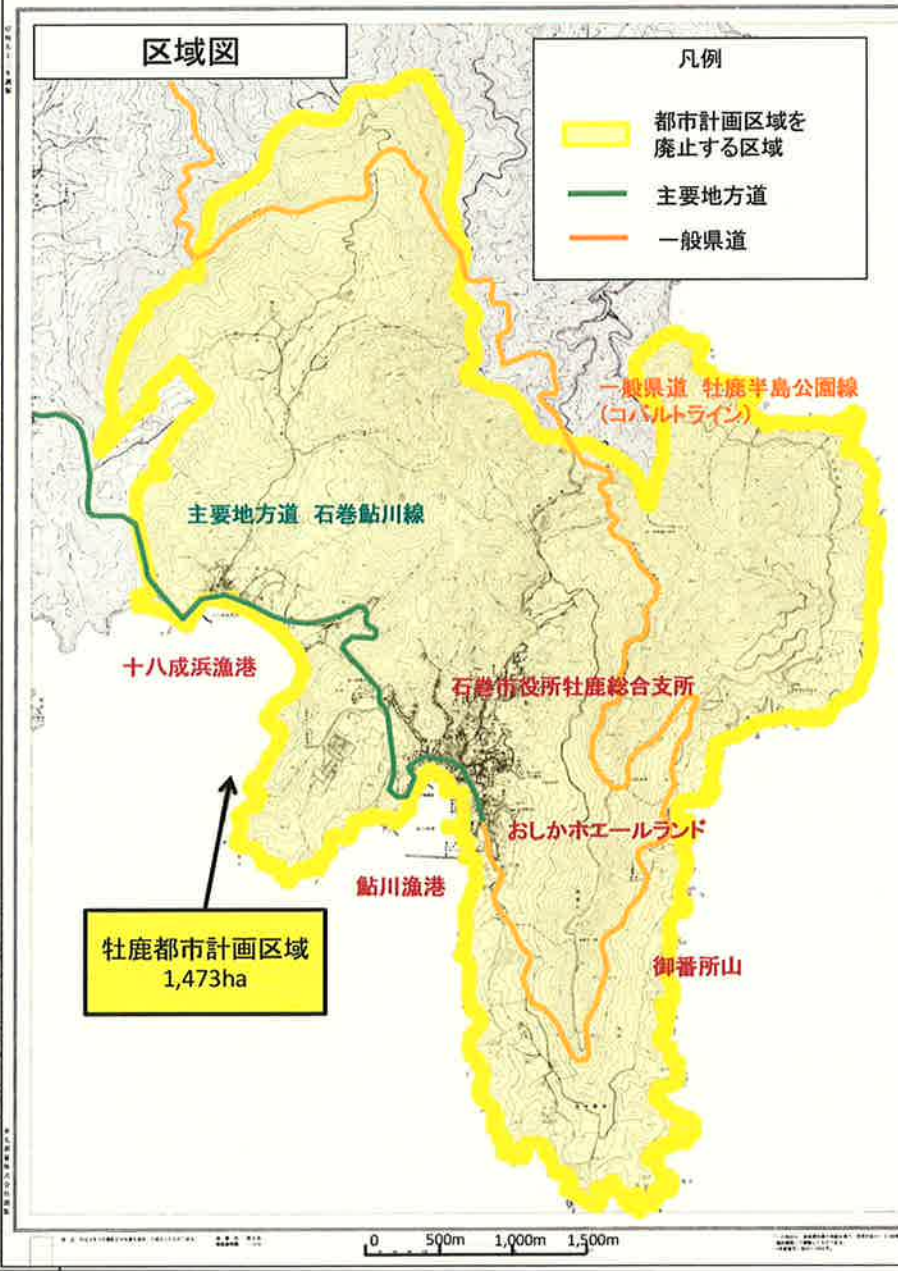
よって、当該都市計画区域は一体の都市として整備、開発及び保全を図るべき区域として存続する必要性が認められないため、都市計画区域を廃止したい。

位置図



都市計画区域を廃止する区域 約1,473ha

区域図



- 凡例
- 都市計画区域を廃止する区域
 - 主要地方道
 - 一般県道

牡鹿都市計画区域 1,473ha

牡鹿都市計画区域の廃止（石巻市）

凡	例
	都市計画区域
	都市計画区域を廃止する区域
	主要地方道
	一般県道
	三陸縦貫自動車道
	国道398号
	石巻鮎川線
	牡鹿半島公園線 (コバルトライン)
	田代島
	網地島
	金華山

牡鹿都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

牡鹿都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

(宮城県決定)

牡鹿都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

- 1 牡鹿都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
廃止する
- 2 変更の理由
牡鹿都市計画区域の廃止に伴い，牡鹿都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を廃止する。

牡鹿都市計画道路の変更（宮城県決定）

牡鹿都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

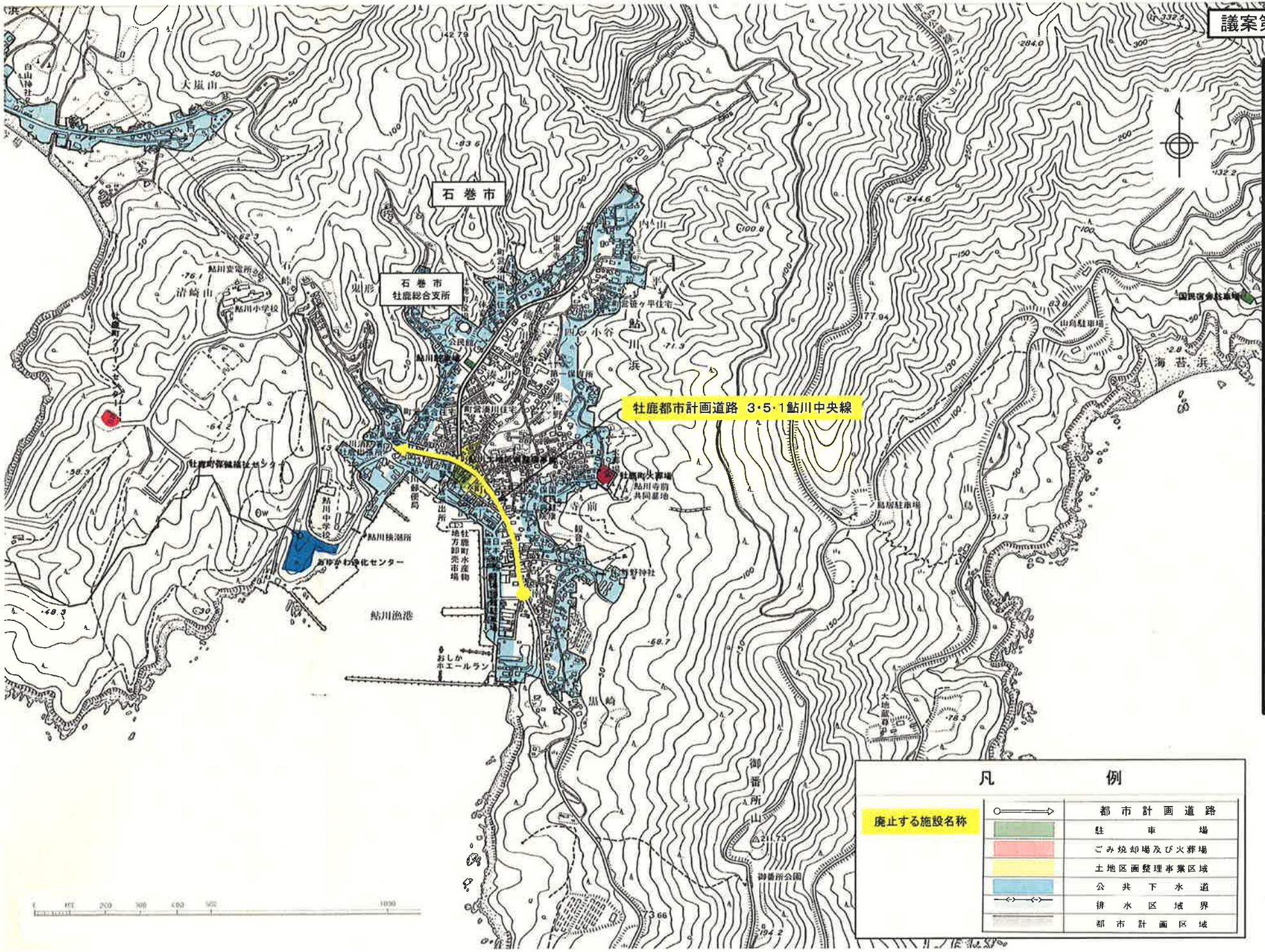
都市計画案：別紙のとおり

都市計画道路中3・5・1号鮎川中央線を廃止する。

廃止の理由

牡鹿都市計画区域の廃止に伴い、牡鹿都市計画道路を廃止するもの。

牡鹿都市計画道路の変更(石巻市)



牡鹿都市計画道路 3・5・1 鮎川中央線

凡	例
○→	都市計画道路
■	駐車場
■	ごみ焼却場及び火葬場
■	土地区画整理事業区域
■	公共下水道
— —	排水区域界
— —	都市計画区域

廃止する施設名称